

# RSPO

Roundtable on Sustainable Palm Oil



## 持続可能なパーム油生産の ための原則と基準

# 2013

RSPO 執行理事会承認 及び 2013 年 4 月 25 日特別総会にて RSPO 会員承諾  
(2013 年 11 月 15 日に RSPO 理事会で承認された主要指標を含む)



RSPO  
Roundtable on Sustainable Palm Oil





## 前文

持続可能なアブラヤシの生産は、合法で、採算に合い、環境面で適切で、社会に便益をもたらす経営と操業から成り立つものです。この生産は、以下の「原則と基準」及びそれに付随する指標とガイダンスを適用することで、もたらされます。

「原則と基準、指標及びガイダンス」第一版（以下「P&C2007」と称す）は、2007年11月から適用されてきました。これらは2005年11月から2007年11月まで試験的実施を受け、多くの国でその後国別解釈のプロセスが取られました。RSPO 会員による五年間の適用後、P&C2007 は2012年から2013年にかけて、「RSPO 原則と基準タスクフォース」による見直されました。

見直しの目的は、RSPO 会員にとっての、そしてRSPO のビジョンと使命の達成にとっての、「原則と基準」の適切性と有効性を改善することにあります。見直しのプロセスはISEAL の最善の慣行に従い、一般からの意見聴取を二回、タスクフォースの実会議を四回実施し、その結果、「持続可能なパーム油生産のための原則と基準改訂版（以下「RSPO P&C2013」と称す）が制作されました。

ISEAL の最善の慣行に合わせ、本文書（RSPO P&C 2013）はRSPO 総会での追認に従い五年後に再度すべて見直される予定です。それまでの期間中、規格のいかなる変更も、RSPO 総会で認められなければならない、かつ正式に任命されたRSPO 作業部会又はタスクフォースからの勧告が出されてからのみとなります。

見直しで取り上げられた主要な争点の一つは、RSPO 温室効果ガス（GHG）作業部会の勧告でした。RSPO は、この問題の重要性及び排出量の確定に関する現時点での諸課題に鑑み、既存の操業から出るGHG 排出量の測定と報告に関する現行の基準を見直しました。また、新規作付け開発から発生する正味のGHG 排出量を最小限にすることに関する、新たな基準を開発しました。しかしながら、これら重大な排出量は、現行の知識と方法論では完全に測定もしくは正確に計れないことは広く認識されています。よって、生産者及び搾油工場は、RSPO への報告における最善の慣行を推進するための実施期間を約束し、2016年12月31日以降は、この二つの新基準に照らした報告を公開することを誓約します。実施期間中RSPO は、RSPO 炭素評価（Assessment）報告手段を更に開発し、改良する予定です。生産者及び搾油工場は、RSPO のその他すべての



利害関係グループの支援を受けて、この誓約を立てています。これらの見直しは、GHG 排出量に関する信頼性有る要求事項の開発に RSPO が尽力することを明示しています。

将来を見据え、「RSPO 原則と基準見直しタスクフォース」は、この業界における無国籍者（特に子供と女性）問題への対処という目的に全ての生産国政府を関与させることを、執行理事会に対し強く要請します。

同じく将来に目を向け、RSPO 内の生産者と搾油工場は、第三者のアブラヤシ果房を特定の合法かつ責任ある供給元から調達することを目指したプロセスを誓約します。「RSPO 原則と基準見直しタスクフォース」は、この狙いの達成において彼らの手助けとなる手段と方法論を開発するプロセスに、RSPO 執行理事会が資源を提供し支援することを強く奨励します。

本文書（RSPO P&C2013）は、各規準の指標とガイダンスを定義しています。指標とは、基準が満たさされていることを明示又は検証するために所定の場所にあるものとする（なければならない）特定の客観的証拠です。ガイダンスは、基準及び／又は指標が実際には何を意味しているか、生産者／搾油工場及び監査人が理解する手助けとなり、よい慣行として取るべき慣行とは何かを示す、有用な情報から構成されています。いくつかの指標には、明瞭さのために具体的ガイダンスが含まれました。また、国別解釈で対処されるべき具体的ポイントも含まれています。小規模自作農向けガイダンスの大半は、そのセクター向けの規格を明記した他の文書（「グループ認証下の独立小規模自作農向けガイダンス」2010年7月及び「小規模自作農制度に関するガイダンス」2009年7月）へ移されました。

本文書（RSPO P&C 2013）は、RSPO 総会での追認後有効となります（2013年5月）。「RSPO 認証システム」で述べられているように、国別解釈（NIs）は追認の日から十二か月以内（2014年4月）に、RSPO P&C2013と完全に整合するよう見直されなければなりません。認証保有者は、国別解釈新版の完成から一年以内（2015年4月）に、改訂版を完全に遵守していなければなりません。



国別解釈が無い国、及び/又は、メンバーが彼ら自身の操業に適用できる地域別解釈をこれまで実施してきた場合は、P&C2013 は追認後（2013年5月）直ちに効力が生じ、追認日以降のあらゆる新規の認証行為に用いられるものとします。国別解釈が全くない場合については、RSPO事務局は「原則と基準見直しタスクフォース」からの要望により、P&C 2013の中で明瞭化が必要と特定された争点に関し、本文書にある一般的ガイダンスを開発しました。

既に認証を受けている主体は、追認日（2013年5月）以降も適切な国別解釈が完成するまで、P&C 2007に照らした年次査察監査（ASA）を実施することで引き続き認証された状態でいられますが、その後に行われるASAでは、新しいRSPO P&C 2013への遵守を明示するものとします。

RSPO P&C 2013の言い回しとの一貫性を確保するため、RSPOの他の規範文書に必要な改定が施されるものとします。

パーム油生産にあてはまる主要な国際法及び条約が付属文書1に記載されています。付属文書2では、国別解釈が全く存在していない国向けに、いくつかの基準について一般的ガイダンスと定義が提供されています。

RSPOとそのメンバーは、国際連合世界人権宣言[<http://www.un.org/en/documents/udhr/>]、及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言[<http://www.ilo.org/declaration/lang-en/index.htm>]を認め、支持し、それに従うことを誓約します。

本文書は、「RSPO基準タスクフォース」が提唱し、2013年11月15日にRSPO理事会で承認された69の主要指標を特定しています。

英語版とその他の翻訳版で乖離又は不一致が見られた場合、常に英語版が優先されるものとします。





# RSPO 持続可能なパーム油生産のための原則 と基準

指標とガイダンス付き


2013年4月








## 生産者が RSPO 認証されるための 8 原則


 1 透明性への誓約


 5 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

 2 適用される法令と規則の遵守

 6 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

 3 長期的な経済的及び財政的存続可能性への誓約

 7 新規作付けの責任ある開発

 4 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

 8 主要な業務分野における継続的な改善への誓約



# 原則 1 : 透 明 性 へ の 誓 約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
1.1	<p>アブラヤシ生産者と搾油工場は、RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的争点について、他の利害関係者に適切な情報を提供する。この提供は、意思決定への実効的参加が可能となるよう、適切な言語と形式で行う。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>1.1.1 関連する利害関係者が意思決定に実効的に参加できるよう、生産者と搾油工場が RSPO 基準に関連する環境的、社会的及び法的な争点について、適切な情報を提供したという証拠が存在するものとする。</p> <p>1.1.2(M) 情報の要求及びこれに対する応答の記録を保管するものとする。</p> <p><b>具体的なガイダンス：</b></p> <p>1.1.1 について：関連する利害関係者が適切な形式及び言語で情報を受け取ったことを示す証拠が提供されるべきである。この情報には、利害関係者の権利及び責任等、利害関係者の関与のための RSPO のメカニズムに関する情報が含まれるものとする。</p> <p><b>ガイダンス</b></p> <p>生産者と搾油工場は、利害関係者に建設的に対応するため、情報の要求への対応期限等を含む標準操作手順(SOP)を備えるべきである。生産者と搾油工場は、利害関係者からの情報の要求に対して建設的かつ迅速に応答すべきである。</p> <p>生産者と搾油工場は、応答が適時かつ適切に行われたことを示すのに十分な客観的証拠が存在することを確保すべきである。</p> <p>公開文書に関する要求事項については、基準 1.2 を参照すること。</p> <p>協議については、基準 6.2 を参照すること。</p> <p>SOP については、基準 4.1 を参照すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



# 原則 1 : 透 明 性 へ の 誓 約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
1.2	<p>管理文書は、営業上の機密である場合、又は情報開示が環境面若しくは社会面で悪影響を引き起こす可能性がある場合を除き、一般に開示される</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>1.2.1(M) 公開文書には、例えば以下のような文書が含まれるが、これらに限定されるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地権原、利用権(基準 2.2)</li> <li>・ 労働安全衛生計画(基準 4.7)</li> <li>・ 環境や社会への影響に関する計画及び影響評価(基準 5.1、6.1、7.1、及び 7.8)</li> <li>・ 高い保護価値(HCV)についての文書(基準 5.2 及び 7.3)</li> <li>・ 汚染防止及び削減計画(基準 5.6)</li> <li>・ 異議及び苦情の詳細情報(基準 6.3)</li> <li>・ 交渉手続き(基準 6.4)</li> <li>・ 継続的改善計画(基準 8.1)</li> <li>・ 認証審査報告書の公開サマリー</li> <li>・ 人権方針(基準 6.13)</li> </ul> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>これは、RSPO 基準への準拠に関連する環境的、社会的及び法的争点についての管理文書に関わる事項である。</p> <p>管理文書には監視報告書が含まれるものとする。</p> <p>監査人は、審査報告書の公開サマリーに挙げられた各文書の妥当性についてコメントするものとする。</p> <p>営業上の機密情報の例には、経費と収入等の財務データ並びに顧客及び／又はサプライヤーに関する詳細情報が含まれる。個人情報に影響を及ぼすデータも機密として取り扱われるべきである。</p> <p>係争中の事案は、法的メカニズムの範囲内外を問わず、公開することによってすべての関係者に対して悪影響が及ぶ可能性がある場合は、機密情報とみなすことができる。ただし、影響を受ける利害関係者及び紛争の解決を求める利害関係者は、関連情報を入手できるようにすべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



# 原則 1 : 透 明 性 へ の 誓 約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
1.3	生産者と搾油工場は、すべての事業運営と取引において、倫理的な行動を誓約する。	<p>公開によって環境的又は社会的に悪影響が及ぶ可能性がある情報の例としては、公開すると取引のための狩猟又は捕獲が行われる危険性が増加するような希少生物種の生息地の情報、コミュニティが非公開のまま維持することを望んでいる神聖な土地に関する情報などが挙げられる。</p> <p>生産者と搾油工場は、経営計画の評価と監視の水準及び情報が、適切で入手可能になっていることを示す十分な客観的証拠の存在を確保すべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b> 法的要求事項を含む個人情報保護のための具体的な手法を検討すること。</p> <p><b>指標：</b> 1.3.1 事業と取引全般にわたる倫理的行動と誠実性の規範を誓約する、書面による方針が存在するものとする。この規範は文書化され、労働者及び操業のあらゆるレベルに通達されるものとする</p> <p><b>ガイダンス：</b> 操業のあらゆるレベルには、業務委託を受けた第三者も含まれるものとする(例：警備関係者など)。</p> <p>この方針には、少なくとも以下の項目を盛り込むべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 公正な事業運営の尊重</li><li>・ あらゆる形態の腐敗、贈収賄並びに資金及び資源の不正使用の禁止</li><li>・ 適用可能な規則及び一般に認められている業界の慣行に従った適正な情報開示</li></ul> <p>この方針は、腐敗の防止に関する国際連合条約(特に第 12 条)の枠組の範囲内で定めるべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 2 : 適用される法令と規則の遵守

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
2.1	地域と国の適用されるすべての法律と規制、及び適用されるすべての批准済み国際法と規制を遵守する。	<p><b>指標：</b></p> <p>2.1.1(M) 関連する法的要件の遵守に関する証拠が入手できるものとする。</p> <p>2.1.2 法的要件についての書面による情報を含めて、文書化されたシステムが維持されているものとする。</p> <p>2.1.3 法令順守を保証する仕組みが施行されているものとする。</p> <p>2.1.4 法令の変更を追跡するシステムが施行されているものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>2.1.4 について：法令及び規則の変更を追跡するためのシステムは、組織の規模に対して適切であるべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>すべての法的要件を履行することは、所在地又は規模にかかわらず、すべての生産者に対する本質的な基本的要求事項である。関連する法令には、土地所有権及び土地使用权、労働、農業慣行(農薬肥料の使用など)、環境(野生生物関連法、公害、環境管理、森林法など)、保管、輸送、及び加工慣行に関する規定が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、国際法及び条約(生物多様性条約(CBD)、国際労働機関(ILO)主要条約、国連ビジネスと人権に関する指導原則など)に応じて各国が遵守しなければならない法令もこれに含まれる。さらに、各国に慣習法の尊重規定がある場合は、これも考慮されることになる。</p> <p>主要な国際法及び条約については、付属文書 1 に詳述されている。</p> <p>対立や矛盾があればこれを認識し、解決策を示すべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>すべての関連法を特定し、特に重要な要件を特定すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 2 : 適用される法令と規則の遵守

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
2.2	<p>土地利用権は明示され、法的、慣習的又は使用の権利を有していることを明示できる地域住民から法的に異議を申し立てられていない。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>2.2.1(M) 法的な所有権又は賃借権、土地所有の履歴及び土地の事実上の法的使用を示す文書が入手できるものとする。</p> <p>2.2.2 法的な境界線が明確に区切られ、視覚的に維持されているものとする。</p> <p>2.2.3 紛争がある、又はこれまでに紛争があった場合は、権原の法的取得の追加的証拠並びに以前の所有者及び占有者に対して公正な補償が行われたことの証拠が入手できるものとする。また、これらが自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）により受け入れられたことの証拠が得られるものとする。</p> <p>2.2.4(M) 受け入れ可能な紛争解決プロセス(基準 6.3 及び 6.4 を参照)の要求事項が満たされ、関係当事者に受け入れられている場合を除き、重大な土地紛争が存在していないものとする。</p> <p>2.2.5 土地に関する対立又は紛争については、影響を受ける関係者(適用可能な場合は近隣コミュニティを含む)が関与した参加型の方法によって、紛争地域の範囲が明確に定められるものとする。</p> <p>2.2.6(M) 対立の深刻化を避けるため、現在及び今後の操業において、パーム油事業が平和と秩序の維持に破壊的影響を与えるという証拠が一切無いものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>2.2.2 について：法律で定められた範囲を超えて植林された農園では、操業は停止されるべきであり、関連する小規模自作農について、こうした問題を解決するための具体的な計画が実施されているべきである。</p> <p>2.2.6 について：傭兵及び民兵組織を企業活動に利用することは、企業方針として禁止すべきである。契約した警備組織による超法規的な威嚇及び迷惑行為は、企業方針として禁止すべきである（基準 6.13 を参照）。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>土地権原通りの土地利用条件に関し対立が生じた場合、生産者は、関係当事者との対立を解決するために必要な行動がとられたことの証拠を提示すべきである。</p> <p>あらゆる対立を解決するための仕組みが整えられているべきである（基準 6.3 及び 6.4）。</p> <p>操業範囲が他の権利所有者と重複する場合、企業は基準 6.3 及び 6.4 に従って、関係当局とともに問題を解決すべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 2 : 適用される法令と規則の遵守

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
2.3	自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）無しに、アブレイシのための土地利用によって他の土地利用者の法的、慣習的又は使用の権利が損ねられない。	<p><b>国別解釈について：</b> 土地に関する法律、慣習的権利若しくは使用権、又は関連する可能性がある論争をすべて特定すること。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>2.3.1(M)</b> 影響を受ける関係者(適用可能な場合近隣コミュニティ及び関係当局を含む)が関与した参加型手法で、認知されている法的、慣習的又は使用の権利（基準 2.2、7.5 及び 7.6）の範囲を示す適切な規模の地図が作成されるものとする。</p> <p><b>2.3.2</b> 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）（基準 2.2、7.5 及び 7.6）のプロセスを詳述した、協議に基づく合意の写しが提供されるものとする。また、以下の内容が盛り込まれるものとする：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>a) 計画が、コミュニティ内の影響を受けるすべてのグループとの協議と話し合いを通じて策定されたこと、及び影響を受けるすべてのグループに情報（これらのグループを意思決定に関与させるためにとられるものとする措置に関する情報を含む）が提供されたことを示す証拠</li><li>b) コミュニティが操業に同意を与えるか与えないかを決定した際に、企業がコミュニティの意思決定を尊重したことを示す証拠</li><li>c) 影響を受けるコミュニティが、コミュニティの土地における操業を許可することの法的、経済的、環境的及び社会的意味合いを、理解した上で同意したことを示す証拠。土地に関する企業の権限、免許、又は賃借権の終了時における土地の法的地位に対する意味合いを含む</li></ul> <p><b>2.3.3</b> 影響評価、利益配分の提案及び法的手配を含めたすべての関連情報は、適切な書式及び言語で入手できるものとする。</p> <p><b>2.3.4(M)</b> コミュニティが自ら選任した機関又は代表者（弁護人を含む）によって代表されていることを示す証拠が入手できるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b> 2.3.4 について：証拠は、企業、コミュニティ又はその他関連する利害関係者から提供されるべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 2 : 適用される法令と規則の遵守

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p><b>ガイダンス:</b> 現行の操業にはすべての指標が適用されることとする。ただし例外として、設立されてから長期間が経過している農園は、特に、指標 2.3.1 及び 2.3.2 への準拠について、意思決定の時点にさかのぼる記録が存在しない場合がある。</p> <p>土地に関して法的又は慣習的権利が存在する場合、生産者は、これらの権利が理解されており、権利が脅かされたり狭められたりしていないことを明示すべきである。この基準は、基準 6.4、7.5、及び 7.6 と併せて考慮されるべきである。慣習上の権利の領域が不明確な場合は、影響を受ける関係者(近隣コミュニティ及び現地当局者を含む)が関与した参加型の地図作成活動を通じて明確化されるべきである。</p> <p>この基準では、他の使用者の逸失利益及び／又は放棄された権利を補償するための、販売及び交渉による合意は認められる。交渉による合意は強制されたものではなく、交渉への参加は自主的に行われ、新たな投資又は操業に先立って実施されるべきである。また、すべての関連情報の公開と共有に基づくべきである。コミュニティの代表は透明性を持ち、他のコミュニティ構成員と開かれたコミュニケーションをはかるべきである。要求された場合は、慣習的意思決定に十分な時間が与えられ、反復的な交渉が許されるべきである。交渉による合意は、すべての当事者を拘束し、法的拘束力を有するものとするべきである。土地交渉において確実性が確立されることは、すべての当事者にとって長期的な利益となる。</p> <p>国益の発動(「土地収用」とも言われる)により国が取得した土地が企業に提供された場合は、企業は特に注意する必要がある。</p> <p>生産者と搾油工場は、RSPO の承認した FPIC ガイダンス(2008 年 10 月「FPIC と RSPO:企業向けガイド」)を参照すべきである。</p> <p><b>国別解釈について:</b> 一般的に発生するあらゆる状況を特定すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す





## 原則 3 : 長期的な経済的及び財政的存続可能性への誓約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
3.1	<p>長期的な経済的及び財政的存続可能性の達成を目的とした、実施中の経営計画がある。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>3.1.1(M) 操業又は経営計画（最低三箇年）が文書化されているものとする。これには、適切な場合、スキーム内の小規模自作農向け投資対効果検討書が含まれる。</p> <p>3.1.2 毎年の審査を伴う最低五箇年（脆弱な土壌の管理を考慮し、必要であれば、さらに長期になる場合もある。基準 4.3 を参照すること）の年間植え替え計画が入手できるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>3.1.1 について：操業又は経営計画に含めるべき事項は、以下の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 作付けする植物の品質に対する注意</li> <li>• 収穫計画 = アブラヤシ果房（FFB）収穫高の傾向</li> <li>• 工場の搾油率 = 油抽出率（OER）の傾向</li> <li>• 生産コスト = 粗パーム油（CPO）1 トンあたりのコストの傾向</li> <li>• 価格予測</li> <li>• 財務指標</li> </ul> <p>推奨される算定：過去十年間の三年移動平均の傾向（アブラヤシ果房収穫高については、大規模な植え替えプログラム中に産出量が低くなる傾向を斟酌する必要がある）</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>直接の支配が及ばない外的要因が長期的な収益にも影響することは広く認識されているが、経営幹部は、長期経営計画を通じて経済的及び財政的存続可能性に配慮していることを明示できるべきである。特に地盤沈下や洪水の問題に関連して、泥炭地にある農園には、より長期的な計画立案をすべきである（指標 4.3.5 を参照）。</p> <p>該当する場合は、すべての経営計画に小規模自作農への配慮が組み込まれるべきである（基準 6.10 及び 6.11 を参照）。スキーム内の小規模自作農の場合の内容は、提案されたものとは異なることとなる（2009 年 7 月「スキーム内の小規模自作農に関する RSPO ガイダンス」を参照）。</p> <p>生産者は、新たな情報及び技術に合わせて作業慣行を改善するためのシステムを保有すべきである。小規模自作農スキームの場合、スキームの管理者は重要な改善についての情報を構成員に提供することを期待されるべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



### 原則 3 : 長期的な経済的及び財政的存続可能性への誓約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p>本基準は、独立小規模自作農には適用されない(2010年6月「グループ認証下の独立小規模自作農向けRSPO ガイダンス」を参照)。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.1	<p>操業手順は適切に文書化され、一貫して実施及び監視される。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>4.1.1(M) 地所及び搾油工場における標準操業手順(SOPs)が文書化されるものとする。</p> <p>4.1.2 手順が一貫して実施されていることを確認する仕組みが存在するものとする。</p> <p>4.1.3 必要に応じて、監視及び措置の記録を保管し、閲覧できるようにするものとする。</p> <p>4.1.4(M) 搾油工場は、第三者から供給されたすべてのアブラヤシ果房(FFB)の供給元を記録するものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>4.1.1 及び 4.1.4 について：搾油工場の SOP 及び文書類には、関連するサプライチェーン要求事項が含まれるべきである。 (2011 年 11 月「RSPO サプライチェーン認証規格」を参照)。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>実施確認の仕組みには、文書管理システム及び内部統制手順を含めることができる。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国内の各種実務規範又は最善の管理慣行(BMPs)を参考とすること。</p>
4.2	<p>慣行により、土壌の肥沃度が最適かつ継続的な収量を確保する水準に維持される、又は可能であれば向上する。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>4.2.1 可能な場合は、標準操業手順(SOPs)に盛り込まれているとおりの良い農業慣行に従って、土壌の肥沃度が最適かつ継続的な収量を確保する水準に維持されていることを示す証拠が存在するものとする。</p> <p>4.2.2 施肥の記録が保管されているものとする。</p> <p>4.2.3 定期的に細胞組織及び土壌の抜き取り調査を実施して、養分状態の変化を監視していることを示す証拠が存在するものとする。</p> <p>4.2.4 空果房(EFB)、搾油工場から排出される廃液(POME)及び植え替え後の残留物の利用などを盛り込んだ栄養再循環戦略が、実施されているものとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.3	慣行により、土壌の侵食や劣化が最小限に抑えられ、制御される。	<p><b>ガイダンス:</b> 長期的な肥沃度は、土壌の構造、有機物含有量、養分状態及び微生物の健全性の維持に左右される。養分利用効率は、農園の経年数と土壌の状態を考慮すべきである。栄養再循環戦略には、副産物又はエネルギー産出のためのあらゆるバイオマス利用を含むべきである。</p> <p><b>国別解釈について:</b> 適切な技術の範囲を特定すること。</p> <p><b>指標:</b></p> <p>4.3.1(M) あらゆる脆弱土壌の地図が入手可能なものとする。</p> <p>4.3.2 勾配が一定限度（土壌及び気候固有の値である必要がある）を超える傾斜地への作付けについては、管理戦略が立てられるものとする。</p> <p>4.3.3 道路維持プログラムが実施されているものとする。</p> <p>4.3.4(M) 泥炭土壌の沈下を最小限に抑え、監視するものとする。文書化された水管理計画及び被覆植物管理計画が実施されているものとする。</p> <p>4.3.5 泥炭地への植え替えに先立ち、アブラヤシの生育に必要な水はけの長期的実行可能性を判定するため、排水能力評価（Assessment）が要求されるものとする。</p> <p>4.3.6 その他脆弱で問題のある土壌（例: 砂地、有機物含有量が低い土壌、酸性硫酸塩土壌）のための管理戦略が策定されているものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス:</b></p> <p>4.3.4 について：既存の泥炭地への作付けの場合、地下水位は、圃場にある堰や土嚢、幹線配水路の排水点にある水門など、適切な水制御構造網を使用して、測量に地下水ピエゾメーターを使用した場合は地表から平均 50cm（40～60cm の間）、集水管内で測量する場合は 60cm（50～70cm の間）に維持されるべきである（基準 4.4 及び 7.4）。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.4	慣行により、地表水及び地下水の質及び入手可能性が維持される。	<p><b>4.3.5</b> について：排水能力評価（Assessment）によって、当該地域がアブラヤシ植え替えに不適であると判定された場合は、この地域の回復計画又は多用途への転換計画を策定すべきである。評価（Assessment）が次のアブラヤシ栽培サイクルに入るまでの間に重大な洪水や塩水の侵食が発生する危険性が高いことを示している場合、生産者及び農園主は、植え替えを中止して回復作業の実施を検討すべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 泥炭地の農園は、少なくとも 2012 年 6 月の「既存の泥炭地でのアブラヤシ栽培向け RSPO 最善の管理慣行(BMPs)マニュアル」に記載の規格に従って管理されるべきである(特に水管理、防火、化学肥料の使用、地盤沈下、植被)。</p> <p>土壌侵食を最小限に抑える技術は既に知られており、必要に応じて適用されるべきである。これらには被覆植物の管理、バイオマス・リサイクル、階段耕作及び植え替えではない自然再生又は復元なども含まれる。</p> <p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈（又は RSPO の認めた同等の手段）では、国内ガイダンスを参照し、地域の環境条件内で土質を維持するための最善の管理慣行（BMPs）と適切な技術を特定すること。これには土壌の性質や、作付けに許容できる最大斜面勾配など適切な業務履行上の閾値が含まれる。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>4.4.1</b> 水管理計画を導入し、実施しているものとする。</p> <p><b>4.4.2(M)</b> 適切な水辺及びその他の緩衝地帯（国内の最善慣行及び指針を参照）の保全及び復元を含めて、水路及び湿地の保護が明示されるものとする。</p> <p><b>4.4.3</b> 搾油工場廃液の要求されている水準での適切な取り扱い及び廃棄時の質、特に生化学的酸素要求量（BOD）の定期的な監視は、国内規定に準拠するものとする（基準 2.1 及び 5.6）。</p> <p><b>4.4.4</b> 搾油工場におけるアブラヤシ果房（FFB）1 トンあたりの水使用量は監視されるものとする（基準 5.6 を参照）。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.4	<p>害虫、病気、雑草及び侵略的外来種については、適切な総合的病害虫管理 (IPM) の技術を適用し実効的に対処する。</p>	<p><b>具体的ガイダンス:</b></p> <p>4.4.1 について：水管理計画においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用効率と水源の回復可能性を考慮する。</li> <li>・ 操業による水利用及び水管理が、地域コミュニティ及び慣習的な水利用者を含む集水地域内の他の利用者に不利な影響をもたらさないことを確保する。</li> <li>・ 地域コミュニティ、労働者、及びその家族が適切かつ清潔な水を飲用、調理用、浴用及び洗濯用に確実に使用できることを目指す。</li> <li>・ 土壌、栄養素若しくは化学物質の流出、又は搾油工場から排出される廃液 (POME) を含む廃棄物の不適切な処分の結果による、地上及び地下水の汚染を避ける。</li> </ul> <p>4.4.2 について：2012年7月「泥炭地でのアブラヤシ栽培に伴う自然植生の管理と回復のための RSPO 最善の管理慣行 (BMP) マニュアル」を参照すること。</p> <p><b>ガイダンス:</b></p> <p>生産者と搾油工場は、自らの水利用の影響及び現地水源への自らの活動の影響について、取り組むべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、国内ガイダンス及び最善の慣行を参照し、適切であれば帯状河畔の復元の規模、場所及び方法、又は許容される最大流出水準といった業務履行上の閾値も含めること。</p> <p><b>指標：</b></p> <p>4.5.1(M) IPM 計画の実施は、監視されるものとする。</p> <p>4.5.2 IPM 実施に関与する人材の教育が明示されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス:</b></p> <p>生産者は、化学物質の使用を最小限に抑えるため、文化的、生物学的、機械的及び物理的な方法を取り入れて、認められた IPM 技術を適用すべきである。</p> <p>可能であれば、生物学的防除には在来種を使用すべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.6	農薬は、健康又は環境を危険にさらさない方法で使用される。	<p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈により、特定の国に最適な慣行に関する詳細なガイダンスが提供される。また、必要であれば小規模自作農に適した慣行も提供される。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>4.6.1(M)</b> すべての農薬の使用に正当性があることが明示されるものとする。入手できる場合、対象の害虫、雑草又は病気に固有の製品で、対象外の種への影響が最小限に抑えられる製品を選択的に使用するものとする。</p> <p><b>4.6.2(M)</b> 農薬使用の記録（使用された有効成分及びその LD50、散布地域、1ヘクタールあたりの有効分量、散布回数など）が提供されるものとする。</p> <p><b>4.6.3(M)</b> 計画の一環として、また、総合的病害虫管理（IPM）計画に準拠して、すべての農薬使用を最小限度に抑えるものとする。国内の最善慣行指針に定められている特定の状況を除き、農薬を予防的に使用しないものとする。</p> <p><b>4.6.4</b> 国内の最善慣行指針に定められている特定の状況を除き、世界保健機関（WHO）の 1A 型又は 1B 型に分類される農薬又はストックホルム条約若しくはロッテルダム条約でリストに挙げられた農薬、及びパラコートを使用してはならない。このような農薬は、例外的な状況においてのみ使用するものとし、計画の一環として最小化及び撤廃されるものとする。</p> <p><b>4.6.5(M)</b> 農薬の取扱、使用又は散布は、必要な研修を修了した者のみが行うものとし、製品ラベルの記載に従って使用されるものとする。適切な安全装置及び散布装置が提供され、使用されるものとする。労働者は、製品に添付されたすべての注意を正しく遵守し、適用し、理解しなければならない（基準 4.7 を参照）。</p> <p><b>4.6.6(M)</b> すべての農薬の保管は、広く知られている最善の慣行に従うものとする。すべての農薬容器は正しく処分されるものとする。また、他の目的に使用しないものとする（基準 5.3 を参照）。</p> <p><b>4.6.7</b> 農薬散布は、危険性及び影響を最小限に抑えた実績のある方法によって行われるものとする。</p> <p><b>4.6.8(M)</b> 正当な理由が文書化されている場合のみ、農薬の空中散布を行うものとする。農薬の空中散布については、事前に十分な期間を設けて、関連するすべての情報がコミュニティに伝達されるものとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p>4.6.9 適切な情報資料の提供など、従業員及び提携小規模自作農の農薬の取り扱いに関する知識及びスキルが維持されていることが、明示されるものとする（基準 4.8 を参照）。</p> <p>4.6.10 労働者及び管理者が完全に理解している手順に従い、廃棄物が適切に処分されていることが、明示されるものとする（基準 5.3 を参照）。</p> <p>4.6.11(M) 農薬使用者に対する詳細な医療監視が毎年実施されていること、及びこれに関連する健康状態を治療するための措置が文書化されていることが、明示されるものとする。</p> <p>4.6.12(M) 妊婦又は授乳中の女性を、農薬を使用する作業に従事させないものとする。IPM 計画の実施は、監視されるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>4.6.1 について：農薬耐性の進行を防ぐための措置（農薬のローテーション使用など）を適用すべきである。農薬使用の正当性として、有害性の少ない代替物及び IPM を考慮すべきである。</p> <p>4.6.3 について：農薬使用の正当な理由は、公開概要報告書に盛り込まれることとなる。</p> <p>4.6.6 について：広く知られている最善の慣行に含まれる内容：すべての農薬は、FAO 農薬の流通と使用に関する国際行動規範及び指針に定められ、当該行動規範を支持した関連の業界指針で補完されているとおりに保管（付属文書 1 を参照）。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>RSPO では、農薬使用に代わるいくつかの事例を特定している。これには 2011 年 4 月「アブラヤシのための総合的雑草管理戦略研究プロジェクト；CABI」に挙げられた例が含まれる。</p> <p>測定の正確性に関する問題のため、農薬毒性の監視は独立小規模自作農には適用されない（2010 年 6 月「グループ認証下の独立小規模自作農向けガイダンス」を参照）。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、農薬使用に関する法定要件、法律で禁止された農薬のリスト、テストすべき残留農薬及び適切な残留レベル、並びに農薬使用の最善の管理慣行又はこれらについての情報源を検討すること。</p> <p>国別解釈では、WHO の 1A 型又は 1B 型に分類される農薬又はストックホルム条約若しくはロッテルダム条約でリストに挙げられた農薬、及びパラコートの使用が許可される例外的な状況についての、並びに健康又は環境に危険を及ぼさない使用法についての最善の慣行指針を策定すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す





## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.7	業務上の健康と安全に関する計画が文書化され、実効的に伝達され、及び実施される。	<p><b>指標：</b> 健康と安全に関する計画には、以下が盛り込まれているものとする。</p> <p>4.7.1(M) 健康と安全に関する方針が策定されているものとする。すべての活動を対象とする健康と安全に関する計画が文書化されて実施され、その実効性が監視されているものとする。</p> <p>4.7.2(M) 健康と安全が問題となるようなすべての操業について、リスク評価が行なわれるものとする。また、特定された問題を解消するための手順と行動が文書化され、実施されるものとする。製品に添付されたすべての注意が正しく遵守され、労働者に適用されるものとする。</p> <p>4.7.3(M) 事業に関与するすべての労働者が、安全な作業慣行について十分に研修を受けるものとする（基準 4.8 を参照）。農薬散布、機械操作、地拵え、収穫、及び焼却（行なわれる場合）のように、潜在的に危険なすべての操業を対象として、作業現場のすべての労働者に十分かつ適切な保護装置が提供されるものとする。</p> <p>4.7.4(M) 責任者（複数の場合も含む）が特定されるものとする。責任者と労働者との間での定期的な会議の記録が存在するものとする。こうした会議においては、健康、安全及び福利厚生に関するすべての当事者の懸念事項が話し合わせ、取り上げられたすべての問題が記録されるものとする。</p> <p>4.7.5 事故及び緊急時の対応手順が定められ、指示は労働者が明確に理解できるようなものとする。事故対応手順は、従業員にとって適切な言語で入手できるものとする。応急処置の訓練を受けた職員が、現場とその他の事業所の双方に配置され、作業所で応急処置用具を使用できるものとする。すべての事故の記録を保管し、定期的に確認するものとする。</p> <p>4.7.6 すべての労働者に医療が提供され、損害保険でカバーされるものとする。</p> <p>4.7.7 休業事故（LTA）の算定基準を使用して、労働災害を記録するものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b> 4.7.7 について：国別解釈によって、LTA の算定基準が定められることとなる。国別解釈が存在しない国については、生産者が独自の基準によって決定することとなる。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 4 : 生産者と搾油工場による適切な最善の慣行の活用

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
4.8	すべてのスタッフ、労働者、小規模自作農、請負業者は適切な研修を受ける。	<p><b>ガイダンス:</b> 生産者と搾油工場は、自らの管理下にある作業所、機器、装置、輸送手段及びプロセスが安全で、健康への不当なリスクを発生させていないことを確保すべきである。生産者と搾油工場は、自らの管理下にある化学的、物理的及び生物学的物質及び薬剤が、適切な措置がとられれば過度の健康リスクを及ぼさないことを確保すべきである。すべての指標は、状況にかかわらず、すべての労働者に適用される。</p> <p>健康及び安全計画には、国際労働機関 (ILO) 条約第 184 号のガイダンスも反映されるべきである (付属文書 1 を参照)。</p> <p><b>国別解釈について :</b> 国別解釈によって、LTA の算定基準が決められる。すべての法的要件とともに、農業における安全な作業慣行についての地域及び国内のガイダンスを特定し、これらを使用すること。各地域の文脈において、「危険」な操業の要因とは何かを特定することも重要である。</p> <p><b>指標 :</b></p> <p>4.8.1(M) RSPO の原則と基準のあらゆる局面をカバーする公式な研修プログラムが実施されるものとする。これには、研修の必要性の定期的な評価及びプログラムの記録も含まれる。</p> <p>4.8.2 各従業員の研修記録が保管されなければならない。</p> <p><b>ガイダンス:</b> 労働者は、以下について適切な研修を受けるべきである：農業被曝による健康と環境上のリスク；最も影響を受けやすいグループ (年少労働者、妊産婦など) を含めた、急性及び慢性の被曝症状の認識；労働者及びその家族の被曝を最小限にとどめる方法；労働者の健康を守る国際的及び国内の法的文書と規定。</p> <p>研修プログラムは生産性と最善の管理慣行を含み、組織の規模に対して適切であるべきである。</p> <p>生産者と搾油工場は、すべてのスタッフと労働者に対して研修を施し、スタッフと労働者が文書化された手順に従って RSPO の原則、基準、指標及びガイダンスの要求事項に準拠して自らの作業と責務を果たすことができるようにすべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
5.1	<p>植え替えを含む、農園及び搾油工場運営が環境に影響を及ぼす側面が特定される。また悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を作成し、実施し、及び監視し、継続的な改善が明示される。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>5.1.1(M) 環境影響評価(EIA)が文書化されるものとする。</p> <p>5.1.2 影響が確認され現行の慣行の変更が必要になる場合は、悪影響を緩和するため、変更スケジュールを策定し、総合的な経営計画の中で実施されるものとする。経営計画においては、責任者(単独又は複数)が特定されるものとする。</p> <p>5.1.3 この計画には、運用上の変更に適応できるような監視手続きを組み入れ、これを実施して緩和措置の実効性を監視するものとする。計画は、少なくとも2年ごとに見直しを行い、監視結果並びに環境への正負の影響を及ぼす可能性がある運用上の変更点を反映するものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>EIAでは、実施されている場合、以下の活動を対象とすべきである：</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 新規の道路、搾油工場、又はその他のインフラの建設</li><li>・ 排水又は灌漑システムの設置</li><li>・ 植え替えや栽培区域の拡張</li><li>・ 工場廃水の管理(基準 4.4)</li><li>・ 残存している自然植生の除去</li><li>・ 害虫及び病害の生じたアブラヤシの制御された野焼きによる管理(基準 5.5 及び 7.7)</li></ul> <p>影響評価は、例えば ISO14001EMS 及び／又は EIA 報告書のような非制限的な形式とし、本基準で明確にされている要素及び利害関係者との協議を通じて提起された要素を盛り込むことができる。</p> <p>土壌及び水資源(基準 4.3 及び 4.4)、大気環境、温室効果ガス(基準 5.6)、生物多様性及び生態系並びに人にとっての快適性(基準 6.1)について、作業現場内外での環境への影響が特定されるべきである。</p> <p>利害関係者との協議は、環境への影響を特定する上で重要な役割を果たす。協議を組み入れた結果として、影響を特定し必要な緩和措置を策定するためのプロセスが改善されるべきである。</p> <p>小規模自作農スキームについては、影響評価の実施と、その結果に応じて計画を立て操業する責任は、スキームの管理者が負うものとする(2010年6月「グループ認証下の独立小規模自作農向けガイダンス」及び2009年7月「スキーム内の小規模自作農に関するガイダンス」を参照)。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
5.2	農園内に存在する、又は農園若しくは搾油工場の経営によって影響を受けかねない、希少種、絶滅危機種及び絶滅危惧種並びに保護価値が高い生息地があれば、その状況を特定し、これらの維持や増加を最大限に確保できるように操業を管理する。	<p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈においては、国内すべての法的要件を考慮するとともに、法の要求によらずとも重要なその他の問題も考慮すること。例えば、特定の状況下では植え替えに関する第三者社会環境影響評価 (SEIA) が望ましい場合がある。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>5.2.1(M)</b> 保護価値が高い (HCV) かどうかの評価 (Assesment) では、作付け区域そのものと、関連するより広範な景観レベルでの考慮事項 (野生生物回廊など) の両方について、情報が照合されるものとする。</p> <p><b>5.2.2(M)</b> 希少種、絶滅危機種及び絶滅危惧種 (RTE) 並びに HCV が存在している、又は農園若しくは搾油工場の操業によって影響を受けている場所では、経営計画を通じて、これらの生物種の保存や増加を期待できるような適切な措置が実施されるものとする。</p> <p><b>5.2.3</b> これら RTE 種の状況に関して、従業員を定期的に教育するプログラムが存在するものとする。また、企業で働いている個人がこれらの生物種を捕らえ、危害を加え、採取し、又は殺したことが判明した場合は、企業の規則及び国の法に従い、適切な懲罰措置がとられなければならない。</p> <p><b>5.2.4</b> 経営計画が作成されている場合は、次の点を継続的に監視するものとする。 ・ 農園又は搾油工場の操業の影響を受ける HCV 及び RTE 種の状況が文書化され、報告されるものとする ・ 監視の結果が経営計画にフィードバックされるものとする</p> <p><b>5.2.5</b> HCV として保全する場所に地域コミュニティの権利が存在していることが特定された場合、HCV とコミュニティの権利の両方を最適に擁護するような交渉による合意が得られた証拠が存在するものとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p><b>具体的ガイダンス:</b></p> <p>5.2.1 について: この情報には、以下のような情報が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 生産者又は搾油工場によって重大な影響が及ぼされる可能性のある保護地域の存在</li><li>・ 生産者又は搾油工場によって重大な影響が及ぼされる可能性のある希少種、絶滅危機種又は絶滅危惧種 (RTE) の自然保護上の地位(例えば国際自然保護連合による地位)、法的保護、生息数の状態及び生息地要件</li><li>・ 生産者又は搾油工場によって重大な影響が及ぼされる可能性のある希少で危機にある生態系など、HCV 生息地の特定</li></ul> <p>5.2.2 について: これには、以下のような措置が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 種又は生息地の保護に関するすべての法的要件が満たされることの確保</li><li>・ HCV 地域の連結、回廊の保全及び HCV 地域周辺での緩衝地帯新規設置を確保することなどにより、HCV 生息地の損傷及び劣化を回避すること</li><li>・ あらゆる違法な又は不適切な狩猟、漁、採取活動の規制及び人間と野生生物の衝突(例えばゾウの侵入)を解決する、信頼できる対策を策定すること</li></ul> <p>5.2.5 について: 交渉による合意が形成できなかった場合は、合意に達するための継続的な努力がなされているという証拠が存在すべきである。これには、第三者による仲裁も含まれる(基準 2.3、6.3 及び 6.4 を参照)。</p> <p><b>ガイダンス:</b></p> <p>この情報収集には、入手可能な生物学的記録の検証並びに、適切な場合、関連する政府部門、調査機関及び関連 NGO との協議が含まれる。現存する生物多様性上の価値及び入手可能な情報のレベルに応じて、何らかの追加的な実地調査作業が必要になる場合がある。</p> <p>管理ユニットの外側で HCV にとっての利益が実現できる場合は、常に、他の生産者、政府及び組織との間での連携と協力を検討すべきである。</p> <p><b>国別解釈について:</b></p> <p>適切な情報源としては政府の若しくは国際的な絶滅危惧種リスト(レッドデータリスト)、国内の野生生物保護法、保護区と保護種の責任当局、関連する NGO などがある。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
5.3	<p>廃棄物は削減され、リサイクルされ、及び再利用され、環境的及び社会的に責任ある方法で処分される。</p>	<p><b>注：</b> 事業者は、地域の人々の権利と生計も擁護できるような方法で HCV 管理地域を保護するため、土地管理及び保有についてのさまざまな選択肢を検討する必要がある。コミュニティの管理に委ねられ、慣習的又は法的な所有権を通じて保護を受けることが最適である地域もあれば、その他のケースでは、共同管理という選択肢を検討することもできる。企業又は州政府機関により HCV が維持又は拡大されるよう、コミュニティに権利の放棄を要求する場合は、コミュニティの基本的ニーズを保障するのに十分な土地と資源を、コミュニティが引き続き利用することを確保するため、細心の注意が払われる必要がある。このような権利の放棄はすべて、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意(基準 2.2、及び 2.3 を参照)によって行われなければならない。</p> <p><b>指標：</b>  <b>5.3.1(M)</b> すべての廃棄物と汚染源が特定され、文書化されるものとする。  <b>5.3.2(M)</b> すべての化学物質及びその容器は、責任を持って処分されるものとする。  <b>5.3.3</b> 汚染を避ける、又は軽減するため、廃棄物管理及び処分計画を文書化し、実施するものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b>            廃棄物管理及び処分計画には、次の方策を組み入れるべきである。            ・ 廃棄物及び汚染の発生源の特定と監視            ・ 資源利用効率の改善及び廃棄物となる予定のものを栄養素としてリサイクル又は付加価値のある製品(例えば家畜飼養プログラム)に転換</p> <p>危険な化学物質及びその容器の適切な管理と処分。余った化学物質容器は、水源の汚染や人への健康リスクが生じないよう、利用可能な最善の慣行に従った環境的及び社会的に責任のある方法(例えば、供給元に返却する、トリプル・リンス法を使用して洗浄するなど)で再利用、リサイクル又は処分すべきである。製造元によってラベルに記載された処理手順を遵守すべきである。廃棄処分のために焚火を使用することは避けるべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
5.4	化石燃料及び再生可能エネルギーの利用効率が、最適化される。	<p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈(又は RSPO の認めた同等の手段)には、必要に応じて以下を盛り込むべきである；関連の国内法又は政策の詳細、考慮すべき廃棄物の種類のリスト(危険物、非危険物、国内ほか)、許容されないすべての処分方法(未処理の排水を直接水路や河川に放出しないなど。基準 4.4 を参照)、栄養素のリサイクル又は再利用に関する既存の最善慣行指針、排水池の管理、搾油工場の搾油効率向上及び適切な廃棄物処理</p> <p><b>指標：</b> 5.4.1 化石燃料の利用効率を高め、再生可能エネルギー利用を最適化する計画を策定し監視するものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 搾油工場内で、粗パーム油(CPO)又はアブラヤシ製品 1 トンあたりの再生可能エネルギー利用量を監視すべきである。 CPO 又はアブラヤシ果房(FFB) 1 トンあたりの化石燃料の直接利用量を監視すべきである。 すべての施設の建設又は改修に際しては、エネルギー効率を考慮すべきである。 生産者と搾油工場は、自らの操業での直接エネルギー利用を評価 (Assess) すべきである。これには燃料、電気及び操業そのもののエネルギー効率が含まれる。すべての輸送及び機械操作を含む、現場の契約労働者による燃料使用量の概算も含めるべきである。 可能であれば、バイオガスの採取及び利用の実現可能性について調査すべきである。</p>
5.5	ASEAN のガイドライン又はその他の地域での最善の慣行で特定されている固有の状況を除き、地拵えや植え替えのための火の使用は避ける。	<p><b>指標：</b> 5.5.1(M) 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針で指定されている状況を除いて、野焼きによる地拵えを行わないものとする。 5.5.2 地拵えや植え替えで火が使用された場合は、それが 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針で指定されている、事前に承認を受けた制御された野焼きであるという証拠が存在するものとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
5.6	前文	<p><b>ガイダンス:</b> 火を使用してよいのは、重大な害虫及び病害の大発生リスクを最小限にとどめるために、それが最も効果的で環境的損害も最小であることが、評価 (Assessment) によって明示された場合のみとすべきである。また、泥炭地での火の使用には殊更特別な注意を払うべきである。これについては、該当の国内環境法制のもとでの規制条項に従うべきである。</p> <p>関連する小規模自作農への普及／研修プログラムが必要な場合がある。</p> <p><b>国別解釈について:</b> 国別解釈では、例えば 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針を参照することによって、このような火の使用が許容される具体的状況を特定すること。</p> <p>生産者と搾油工場は、操業による温室効果ガス (GHG) の排出について報告することを誓約します。しかしながら、これら重大な排出量は、現行の知識と方法論では完全に測定もしくは正確に計れないことは広く認識されています。</p> <p>生産者と搾油工場は、2016 年 12 月 31 日までを RSPO への報告における最善の慣行を推進するための実施期間とすることを誓約し、また、以降は報告を公開することを誓約します。生産者と搾油工場は、RSPO のすべての利害関係者とグループの支援を受け、これに取り組みます。</p>
5.6	温室効果ガスを含む汚染と排出の削減計画が策定され、実施され、監視される。	<p><b>指標:</b></p> <p>5.6.1(M) ガス排出、微粒子／煤塵の排出及び排水を含む、環境を汚染するすべての活動の評価 (Assessment) が実施されるものとする(基準 4.4 を参照)。</p> <p>5.6.2(M) 重大な汚染物質及び温室効果ガス (GHG) 排出を特定し、これを削減又は最小化するための計画が実施されるものとする。</p> <p>5.6.3 監視システムを導入し、地所及び搾油工場からの重大な汚染、排出の進行状況が、適切なツールを使用し定期的に報告されるものとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す





## 原則 5 : 環境に関する責任と自然資源及び生物多様性の保全

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p><b>具体的ガイダンス:</b></p> <p>5.6.2 について: 計画には目的、目標、及び日程計画が含まれる。これらは背景状況に対応すべきであり、あらゆる変更は正当化されるべきである。</p> <p>5.6.2 及び 5.6.3 について: 搾油工場から排出される廃液 (POME) の取り扱い方法を記録する。</p> <p>5.6.3 (GHG) について: 2016 年 12 月 31 日までの実施期間中の監視ツールとして、RSPO が承認した PalmGHG 修正版を使用することができる。これには、操業 (土地利用の慣行を含む) に起因する排出のみが含まれる。</p> <p>さらに、生産者は実施期間中、2005 年 11 月の土地利用状態をベースラインとして、操業範囲内での炭素蓄積量の変化から生じる排出量を評価 (Assess) し、監視し、及び報告することとなる。指標 5.6.3 の実施期間は、基準 7.8 の実施期間と同じである。</p> <p>実施期間中、GHG に関する報告は、(全会員資格から構成された) 関連する RSPO 作業部会に対して行われることとする。この作業部会は、報告された情報を使用してツール、排出要因及び方法論を見直して微調整し、このプロセスに関してさらなる助言を提供する。報告の公表が望ましいが、実施期間終了時までは任意とする。</p> <p>実施期間中、RSPO の作業部会は GHG 及び炭素蓄積量の測定に関する課題を認識しながら、PalmGHG の継続的な改善の道を探ることとする。</p> <p>GHG 排出の評価 (Assess)、監視及び報告には、PalmGHG 及び RSPO が承認した同等のツールが使用されることとする。PalmGHG の代替ツールの使用を求める者は、RSPO にそのツールが同等であることを明示して承認を得なければならないこととする。</p> <p><b>ガイダンス:</b></p> <p>実務的に実施可能である場合、操業は排出の測定及び削減に関する最善の管理慣行 (BMPs) に従うべきである。これについての助言は、RSPO から提供される。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則6：従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.1	<p>植え替えを含む、農園及び搾油工場運営が社会に影響を及ぼす側面が、参加型の手法で特定される。また、悪影響を緩和し、好影響を促進するような計画を策定し、実施し、及び監視し、継続的な改善が明示される。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>6.1.1(M) 社会影響評価（SIA）は、会議記録を含め文書化されるものとする。</p> <p>6.1.2(M) 評価（Assessment）が、影響を受ける当事者の参加を得て実施されたことを示す証拠が存在するものとする。</p> <p>6.1.3(M) 悪影響を回避又は緩和し好影響を促進するための計画と、特定された影響の監視については、実施の責任も含めて影響を受ける当事者との協議によって策定し、文書化し、及びスケジュールを立てるものとする。</p> <p>6.1.4 計画は、最低でも二年ごとに一回は見直しを行うものとし、その結果現在の慣行を変更するべきであると結論づけられた場合には、必要に応じて変更されるものとする。見直し作業には、影響を受ける当事者が参加していたことを示す証拠が存在するものとする。</p> <p>6.1.5 小規模自作農スキームへの影響については特別な注意を払うものとする（農園にスキームが含まれる場合）。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>状況に応じて女性や移住労働者等を含む影響を受ける当事者が参加した上で、生産者によって社会的影響の特定が行われるべきである。正負両方の影響を含めたすべての影響を確実に特定するために第三者専門家の参加が必要であると考えられる場合は、このような専門家の関与を模索すべきである。</p> <p>この文脈での「参加」とは、影響を特定している間、発見事項と緩和計画の見直し時、及び実施した計画の成功度合を監視している時に、影響を受ける当事者が自らの代表機関又は自由に選ばれた代弁者を通じて意見を表明することができるということである。</p> <p>潜在的な社会的影響は、次のような活動に起因する可能性がある：新たな道路、加工搾油工場又はその他のインフラの建設；各種作物の植え替え又は栽培面積の拡大；廃液の処分；残存している自然植生の除去；従業員数及び雇用契約の変更；小規模自作農スキーム。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.2	<p>生産者及び／又は搾油工場、地域コミュニティ並びにその他の影響を受ける又は利害がある当事者の間の情報交換や協議のための、開かれた透明性のある方法が存在する。</p>	<p>農園及び搾油工場の管理は、次のような要素に関して社会的影響(正負両方)を及ぼす可能性がある：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立ち入り権及び使用権</li> <li>・ 経済的生計(有給雇用など)及び労働条件</li> <li>・ 自給自足活動</li> <li>・ 文化及び宗教的価値</li> <li>・ 医療及び教育施設</li> <li>・ 運輸／通信の改善又は相当数の移住労働者の流入などの変化に起因するその他コミュニティにおける価値</li> </ul> <p>見直しは内部又は外部で実施される(二年に一回)。</p> <p><b>国別解釈について：</b> 社会的影響は特に地域の社会的条件に依存するので、国別解釈では重要な問題及びデータを収集し結果を利用する方法論を特定すること。地域コミュニティ及び先住民が存在する場合は、彼らの慣習的又は伝統的な権利に対する適切な配慮を含むべきである(基準 2.3 及び 6.4)。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>6.2.1(M)</b> 協議及びコミュニケーションの手順は、文書化されるものとする。</p> <p><b>6.2.2</b> これらの問題に対する責任を負う管理的立場の職員が指名されるものとする。</p> <p><b>6.2.3</b> 利害関係者のリスト、受領確認を含めたすべてのやり取りの記録、影響を受ける当事者の理解を確約するために行われた取り組みの記録、及び利害関係者からのインプットに対応するためにとられた措置の記録が、保持されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 地域コミュニティ及びその他の利害のある当事者がコミュニケーションや協議の目的を理解できるようにするため、生産者又は搾油工場が下そうとしている意思決定は明確にすべきである。</p> <p>コミュニケーション及び協議の仕組みは、地域コミュニティ及びその他の影響を受ける又は利害がある当事者との協力に基づいて策定すべきである。ここでは、地域の既存の仕組み及び言語の適切な使用を検討すべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.3	<p>影響を受けるすべての当事者によって導入され承認された、相互に合意し文書化された異議苦情処理システムが存在する。</p>	<p>多様な利害関係者から成る評議会の存在と構成を考慮すべきである。コミュニケーションに際しては、男性と女性の間、村のリーダーと日雇い労働者の間、新規コミュニティ集団と古くからあるコミュニティ集団の間及びさまざまな民族集団の間にある、情報の入手可能性の差を考慮すべきである。</p> <p>このコミュニケーションに際しては、小規模自作農制度及びコミュニティ並びに必要に応じてその他の集団を支援するために、利害関係のないコミュニティ集団、NGO 若しくは政府 (又はこれらの連合体) などの第三者が関与できるように検討すべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈においては、適切なレベルでの協議、関与すべき組織又は個人の種類などの問題を考慮すること。</p> <p><b>指標：</b></p> <p><b>6.3.1(M)</b> 影響を受けるすべての当事者に対し開かれたシステムにより、効率的で適時かつ適切な方法で紛争が解決されるものとする。告発者及び通報者が要求する場合は、彼らの匿名性が確保されるものとする。</p> <p><b>6.3.2(M)</b> 紛争を解決したプロセス及び結果の両方について、証拠書類が入手できるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p><b>6.3.1</b> について：このシステムは、報復の危険性を軽減することを旨とすべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b> (基準 1.2 も参照すること。) 紛争解決の仕組みは、関係する影響を受ける当事者との公開された諾成合意により確立されるべきである。</p> <p>異議は、必要に応じて男女両性の代表者を含めた合同協議委員会 (JCC) といった仕組みによって対応すべきである。苦情には内部 (従業員) から寄せられるものと、外部から寄せられるものがある。</p> <p>スキーム及び独立の小規模自作農については、2010 年 6 月「グループ認証下の独立小規模自作農向けガイダンス」、及び 2009 年 7 月「スキーム内の小規模自作農に関するガイダンス」を参照すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.4	<p>法的、慣習的又は使用の権利の喪失に対する補償に関するいかなる交渉も、先住民、地域コミュニティ及びその他の利害関係者が自らを代表する機関を通じて意見を表明できるような、文書化されたシステムを通じて行われる。</p>	<p>解決策を互いに見いだすことができない場合、RSPO 異議苦情処理システムに異議を持ち込むことができる。</p> <p>ガイダンスとして役立つ文書として、人権理事会 (UNHRC) の承認を受けた「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」枠組実施のために」(2011年)などを参照すること。</p> <p><b>指標：</b></p> <p>6.4.1(M) 法的、慣習的又は使用の権利を確認する手続き、及び補償の対象者を特定する手続きが定められるものとする。</p> <p>6.4.2 金銭又はその他の公正な補償を算出し給付する手続きが、参加型の方法で確立され、実施され、監視され、及び評価され、この評価の結果としての修正措置が実施されるものとする。この手続きにおいては、以下の点を考慮しなければならない：土地に対する権利、所有権及び立ち入りを主張する権限に関する男女の相違；移住者と昔からあるコミュニティの相違；及び民族における法的な土地所有権と共同土地使用権の相違。</p> <p>6.4.3(M) あらゆる交渉による合意及び補償の主張のプロセスと結果は、影響を受ける当事者が参加したという証拠とともに文書化され、公表されるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>6.4.2 について：企業は、小規模自作農スキームにおける土地権原の保有に関して、男女両方の世帯主に均等な機会が提供されるように、最大限の努力をすべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>この基準は、基準 2.2、2.3、及び関連のガイダンスと併せて考慮すべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.5	従業員及び契約労働者に対する賃金や条件は、常に少なくとも法律上又は業界の最低基準を満たし、適正な生活賃金を支給するために十分なものである。	<p><b>指標 :</b></p> <p>6.5.1(M) 賃金及び雇用条件に関する証拠書類が入手できるものとする。</p> <p>6.5.2(M) 労働法、労働組合協定又は賃金及び雇用条件(労働時間、控除、時間外労働、病休、休暇、産休、解雇理由、通告期間等)の明細を明らかにした直接雇用契約書が、労働者が理解可能な言語で提供されるか、又は管理職員によって労働者に入念に説明されるものとする。</p> <p>6.5.3 適切な住居、水道、医療、教育及び福利施設が公的に提供されていないか、利用できない場合は、生産者と搾油工場が各国の標準又はそれ以上のものを提供するものとする。</p> <p>6.5.4 生産者と搾油工場は、労働者が適切で十分かつ手頃な価格で食料を入手できるかどうかを監視し、これを改善することについて、きわめて明らかな取り組みを行うものとする。解決策を互いに見いだすことができない場合、RSPO 異議苦情処理システムに異議を持ち込むことができる。</p> <p><b>国別解釈について :</b> 国別解釈では、適正な生活賃金を定義すること。国別解釈が存在しない場合は、法律上の最低賃金を適用すること。</p>
6.6	雇用主は、すべての労働者が独自の選択によって労働組合を組織し加入する権利、及び団体交渉を行う権利を尊重する。結社の自由及び団体交渉の自由に関する権利が法の下で制限されている場合、雇用主はこれらすべての従業員の自立的で自由な結社及び交渉の権利を確保する同等の方法を推進する。	<p><b>指標 :</b></p> <p>6.6.1(M) 現地の言語によって、結社の自由を認める公開の声明文が提示されるものとする。</p> <p>6.6.2 主要な労働組合又は労働者の代表との会議録が文書化されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス:</b> 国際労働機関(ILO)第 87 号条約及び第 98 号条約に従い、出稼ぎ及び移住労働者並びに契約労働者を含めた従業員の結社の権利及び雇用主との団体交渉権が尊重されるべきである。労働法及び労働協約、又はそれらが存在しない場合は、給与その他の条件を詳述した直接の雇用契約書が、労働者が理解可能な言語で提供されるか、又は管理職員によって労働者に入念に説明されるべきである。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.7	児童の雇用又は搾取を行わない。	<p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈では、出稼ぎ及び移住労働者を定義すること。それに際しては、ILO の定義並びにその他の国際的な議定書、法律文書及び解釈を全面的に用いるべきである。</p> <p><b>指標：</b> 6.7.1(M) 労働者の最低年齢制限が守られていることが、文書によって明示されるものとする</p> <p><b>ガイダンス：</b> 生産者と搾油工場は、最低就業年齢と労働時間を明確に定義すべきである。雇用することができるのは各国の最低学卒年齢を超える者、又は 15 歳以上の者のみである。労働者の最低年齢が、国の規定に定められた年齢を下回らないこととする。国際労働機関(ILO)第 138 号条約に従い、18 歳未満の者を有害危険作業に携わらせるべきではない。</p> <p>家族農園に関する追加的ガイダンスについては、2010 年 6 月「グループ認証下の独立小規模自作農向けガイダンス」、及び 2009 年 7 月「スキーム内の小規模自作農に関するガイダンス」を参照すること。</p>
6.8	人種、階級、国籍、宗教、障がい、性別、性的指向、労働組合への加盟、政治的所属及び年齢に基づく差別は、いかなるものであっても禁じられている。	<p><b>指標：</b> 6.8.1(M) 地域環境の中で関係者／当事者の特定を含めて、公表された機会平等方針が文書化されるものとする。 6.8.2(M) 従業員並びに地域コミュニティ、女性及び移住労働者を含む集団が差別されていないことを示す証拠が入手できるものとする。 6.8.3 採用、雇用及び昇進が、業務に必要なスキル、能力、資質及び医学的適合性に基づいて行われていることが明示されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 法令順守の例となり得るものは、適切な証拠書類(求人広告、職務内容、人事考課など)及び／又は女性、地域コミュニティ、外国人労働者、移住労働者などが含まれうる影響を受ける集団など、関連する利害関係者との面談によって得られた情報である。</p> <p>国内法及び規定にかかわらず、医学的状态を差別的に利用すべきではない。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.9	職場におけるハラスメント又は嫌がらせが全く無い。また、生殖の権利は保護される。	<p>基準 6.3 に詳述された苦情手続きが適用される。交渉による合意の一環として、特定のコミュニティに雇用及び恩恵を提供するための積極的差別は許容される。</p> <p><b>指標：</b></p> <p>6.9.1(M) セクシャルハラスメント及びその他あらゆる形態のハラスメントと暴力を防ぐための方針が施行され、あらゆるレベルの従業員に伝達されるものとする。</p> <p>6.9.2(M) すべての者、特に女性の生殖の権利を守るための方針が施行され、あらゆるレベルの従業員に伝達されるものとする。</p> <p>6.9.3 要求に応じて匿名性を尊重し、苦情の申出をした者を保護することができる特有の苦情処理システムが確立され、実施され、及びあらゆるレベルの従業員に伝達されるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>6.9.1 及び 6.9.2 について：これらの方針には女性の教育及び従業員の啓発を組み込むべきである。職場における暴力やセクシャルハラスメント等、女性が直面する特定の問題に関するプログラムを用意すべきである。この基準を遵守するために、特に女性に対する懸案を解決するためのジェンダー委員会が活用されることとする。この委員会は、すべての業務領域の代表者から構成されるべきで、以下のような問題を検討することとする：女性の権利に関する研修；暴力を受けた女性に対するカウンセリング；生産者と搾油工場により提供される保育施設；女性が農薬散布又は農薬使用の作業を再開する前に最大九か月間の授乳期間の許可；女性が効果的に授乳を行えるための休憩時間の付与。</p> <p>6.9.2 について： 指標 4.6.12 を参照。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>従業員、契約労働者及びその他の関連する利害関係者との協議によって明確な方針が策定され、公開されるべきである。方針導入の進捗は定期的に監視され、この監視活動の結果が記録されるべきである。</p> <p>生殖の権利は、国内法及び規定にかかわらず、尊重される。</p>

\* (M) は主要指標を示す





## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.10	生産者と搾油工場は、小規模自作農やその他の地元企業に、公平かつ透明性を持って対応する。	<p><b>指標：</b></p> <p>6.10.1 現在及び過去のアブラヤシ果房（FFB）の価格が、公表されるものとする。</p> <p>6.10.2(M) 生産者と搾油工場が、FFBの価格について説明したことを示す証拠が入手できるものとする。また、価格決定の仕組み及び投入／供給量は文書化されるものとする（生産者と搾油工場の管理下にある場合）。</p> <p>6.10.3 すべての当事者が、締結した契約を理解していること、及び契約が公平で法律に則し、透明性があることを示す証拠が入手できるものとする。</p> <p>6.10.4 合意した支払いが、適時に実行されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>小規模自作農との取引では、仲介者の役割、FFBの輸送と保管、品質と等級などの問題を考慮すべきである。FFBに含まれる養分のリサイクルの必要性（基準 4.2 を参照）についても考慮すべきである。小規模自作農にとって廃棄物のリサイクルが実施可能ではない場合は、輸出される養分の価値に対する補償を FFB 価格を通じて行うことができる。</p> <p>小規模自作農が FFB の適正価格を受け取っていないと考えている場合は、仲介者が介入するかどうかにかかわらず、基準 6.3 に基づく苦情処理手続きを利用できるようにすべきである。</p> <p>契約によって特定の搾油工場にすべての FFB を販売する義務を負っている外部生産者にとって、公正で透明性がある価格決定の仕組みの必要性は特に重要である。</p> <p>RSPO の原則と基準を満たすために、搾油工場が小規模自作農に対して作業慣行の変更を要求する場合は、変更に係るコストが考慮されるべきである。また、FFB に対する前払いの可能性を検討することができる。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.11	生産者と搾油工場は、可能な限り、地域の持続可能な発展に貢献する。	<p><b>指標：</b></p> <p>6.11.1 地域コミュニティとの協議の結果に基づいて地域の発展に貢献したことが明示されるものとする。</p> <p>6.11.2 スキーム小規模自作農が存在する場合は、小規模自作農の生産性を向上させるための努力及び／又は資源が割り当てられたことを示す証拠が存在するものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>発展への貢献は、地域コミュニティとの協議の結果に基づくべきである。基準 6.2 も参照すること。このような協議は透明性、公開性及び参加の原則に基づくべきである。また、男女のニーズの相違を含め、コミュニティに自らの優先事項とニーズの認識を促すべきである。</p> <p>従業員採用候補者の評価が等しい場合は、必ず地域コミュニティの構成員が優先されるべきである。積極的差別は、基準 6.8 に抵触するものと認識されるべきではない。原料供給元における独立小規模自作農の特定を努力すべきである。</p> <p>特定された独立小規模自作農から果房を調達している場合は、この小規模自作農の農業手法の改善に貢献することを努力すべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、固有の母数又は閾値を検討すること。例えば、地域及び国内の財及びサービスを可能な場合は利用、一定割合の農園の利益／売上が社会開発プロジェクトに使用されるべきかどうか、現地雇用者の最低割当数</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.12	強制労働又は人身売買による労働者は、いかなる形態であっても使用しない。	<p><b>指標 :</b></p> <p>6.12.1(M) )いかなる形態の強制労働も行われず、人身売買による労働者も使用されていないという証拠が存在するものとする。</p> <p>6.12.2 該当する場合は、契約の置換が一切発生しなかったことが明示されるものとする。</p> <p>6.12.3(M) 臨時労働者又は移住労働者が雇用されている場合、特別の労働方針及び手続きが確立され、実施されるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス:</b></p> <p>6.12.1 について : 労働者は罰則の脅しを受けることなく、自主的かつ自由に雇用関係に入るべきである。また、労働者は合理的な通知をもって、又は契約通りに、罰せられることなく雇用を終了させる自由を持つべきである。</p> <p>6.12.3 について : 特別の労働方針には、以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 非差別的な慣行についての声明</li><li>・ 契約の置換を行わないこと</li><li>・ 特に言語、安全、労働法、文化的慣行などを重視した着任後のオリエンテーションプログラム</li><li>・ 提供される人間らしい生活条件</li></ul> <p><b>ガイダンス:</b></p> <p>移住労働者は合法的に認められるべきであり、外国人労働者の入国要件及び国際的基準を満たすように、個別の雇用契約が作成されるべきである。いかなる控除も適正生活賃金を脅かすべきではない。パスポートの引き渡しは、自主的である場合を除いて、行われるべきではない。</p> <p>これをすべての下請け労働者及びサプライヤーに適用するにあたっては、適正評価（デューデリジェンス）の証拠が存在すべきである。契約の置換には国内ガイダンスが適用されるべきである。</p> <p><b>国別解釈について :</b></p> <p>国別解釈では、臨時労働者、移住労働者、特別労働方針、契約の置換及び適正生活賃金を定義すること。国際労働機関（ILO）の定義（ILO 第 29 号条約及び第 105 号条約）並びにその他の国際的な議定書、法律文書及び解釈を全面的に用いるべきである。詳細なガイダンスについては、基準 6.5 を参照すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 6 : 従業員及び生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
6.13	生産者及び搾油工場は、人権を尊重する。	<p><b>指標：</b> 6.13.1(M) 人権尊重方針が文書化され、従業員及び操業のあらゆるレベルに伝達されるものとする（基準 1.2 及び 2.1 を参照）。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 基準 6.3 も参照すること。 操業のあらゆるレベルには、業務委託を受けた第三者も含まれることとする（例、警備関係者など）。</p> <p><b>注：</b> 国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」より引用 「人権を尊重する企業の責任は、国際的に認められた人権に拠っているが、それは、最低限、国際人権章典で表明されたもの及び労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関宣言で挙げられた基本的権利に関する原則と理解される」（ビジネスと人権に関する指導原則の「人権を尊重する企業の責任」）。</p> <p>人権に関する RSPO の作業部会は、人権問題とその影響を特定し、防止し、緩和し、及び解決する仕組みを提供することとする。その結果としてのガイダンスでは、すべての RSPO メンバー向けに、関連する人権問題を特定することとする。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.1	<p>新たな作付けや操業が開発される前、又は現行の操業が拡大される前に、総合的な参加型の第三者社会環境影響評価が実施され、その結果が計画、経営及び操業に組み込まれる。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>7.1.1(M) 影響を受ける小規模自作農を含めた参加型の方法によって実施される第三者社会環境影響評価（SEIA）が、文書化されるものとする。</p> <p>7.1.2 特定された悪影響を回避又は緩和するために、適切な経営計画及び操業手順が策定され、実施されるものとする。</p> <p>7.1.3 開発に外部栽培者スキームが含まれる場合、スキームの影響と、スキームの管理手法の意味合いに対して特別な注意が払われるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b> 基準 5.1 及び 6.1 を参照すること。</p> <p>客観的プロセスを確保するため、付託事項を定義し、認定された第三者専門家によって影響評価を実施すべきである。この定義と影響評価を同じ機関が実施すべきではない。影響の特定、特に社会的影響を特定するには、外部の利害関係者集団を含めた参加型の方法論が必須である。地域コミュニティ、政府部門及び NGO などの利害関係者を、聞き取り調査や会議などを通じ、また、発見事項や緩和のための計画の見直しによって、関わらせるべきである。</p> <p>アブラヤシ農園開発は、正負いずれの影響も引き起こす可能性があることは広く認識されている。これら開発の結果として、個々の生産者と搾油工場による統制が及ばない何らかの間接的／二次的影響が生じる可能性がある。そのため、生産者と搾油工場は SEIA の中で間接的／二次的影響を特定する努力をすべきである。また、可能であれば、パートナーと協力して間接的な悪影響を緩和し、好影響を増加させるための仕組みを探るべきである。</p> <p>提案されたすべての主要な活動の潜在的影響は、開発前に参加型の方法で評価（Assess）すべきである。評価（Assessment）には、最低でも順不同の以下が含まれるべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作付け、工場の操業、道路その他インフラなどといったすべての主要な計画済みの活動の影響評価</li> <li>・ 悪影響を受ける可能性がある保護価値の高い地域(基準 7.3 を参照)についての評価 (Assessment)。これには、利害関係者との協議を含む</li> <li>・ 開発又は拡大が近隣の自然生態系に対する負荷を増大させるかどうかを含め、計画された開発の、隣接する自然生態系に対する潜在的な影響評価</li> </ul>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水路及び湿地の特定と、計画された開発の水文及び地盤沈下に対する潜在的影響の評価 (Assessment)。測定は、水及び土地資源の量、質及び利用性を維持するように計画され、実施されるべきである。</li> <li>・ 急斜面、耕作限界の脆弱な土壌、侵食、劣化、沈下及び洪水を起こす傾向のある地域の特定など、基礎的な土壌調査及び地形学的な情報</li> <li>・ 使用される土地タイプの分析 (森林、劣化した森林、開墾された土地など)</li> <li>・ 土地所有権及び利用権の分析</li> <li>・ 現在の土地利用パターンの分析</li> <li>・ 農園の周囲のコミュニティに対する潜在的な社会影響評価。これには、生計に対する潜在的影響、並びに男性対女性、民族コミュニティ及び移住者対長期居住者でみられる異なる影響に関する分析が含まれる</li> <li>・ 多量の GHG 排出を発生させる可能性がある活動の特定</li> </ul> <p>評価結果を組み込み、計画と現場作業が策定及び実施されるべきである。評価プロセスで想定される結果の一例としては、潜在的な影響の大きさのために開発が進まなくなることである。</p> <p>小規模自作農スキームの場合、この基準はスキーム管理者が取り組まなければならない。独立小規模自作農の場合、この基準は適用されない。</p> <p>国別解釈が存在しない場合、500ha を超える土地に対しては、全面的な第三者評価が必要となる。500ha 未満の土地については、SEIA 及び HCV の選択的な要素を使用した内部評価を行うことができる。この内部評価によって大きな環境的又は社会的影響を受ける地域又は争点が特定された場合は、第三者評価が実施されることになる。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、第三者専門家の適切な認定資格を特定すること。</p> <p>国別解釈では、新規作付け規模に適切な閾値の設定を検討すること。この閾値以下であれば内部評価が許可され、それ以上であれば第三者 SEIA が求められる。これにより、国内文脈における社会的悪影響 (地域住民の強制立ち退き、生計手段の喪失など) が列挙される。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.2	新規作付け設立場所計画に、土壤調査や地形情報が利用されるものとし、その結果が計画及び操業に組み込まれる。	<p><b>指標：</b></p> <p>7.2.1(M) アブラヤシ栽培の長期的な土地の適合性を確定するに足る、土壤適合性地図又は土壤調査が入手可能であり、計画と操業に際して、これらが考慮されるものとする。</p> <p>7.2.2 排水及び灌漑システム、道路並びにその他のインフラ計画の指針とするに足る地形情報が入手可能であり、計画と操業に際して、これが考慮されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>これらの活動は、社会環境影響評価（SEIA、基準 7.1 を参照）に関連付けることはできるが、第三者専門家によって実施される必要はない。</p> <p>土壤適合性地図又は土壤調査は、操業の規模に対して適正であるべきで、また、開発の長期的持続可能性を確保するため、土壤のタイプ、地形、水文、根の深さ、水分の利用可能性、堅さ及び肥沃度の情報を盛り込むべきである。また、作付けするために適切な慣行が要求される土壤を特定すべきである（基準 4.3 及び 7.4 を参照）。この情報は、作付け計画などを検討するために使用されるべきである。適切な重機の使用、傾斜地での階段耕作、道路の適切な建設、被覆植物の迅速な定着、河岸の保護などにより、侵食を最小限に抑えるための方策が講じられるべきである。農園境界内に位置し、長期的なアブラヤシ栽培に適さないと考えられる地域については、計画の中に図で示されるべきである。また、必要であれば保護又は回復のための事業に含めなければならない（基準 7.4 を参照）。</p> <p>特に一箇所でも多数が操業している場合は、小規模自作農にとっても土壤の適合性を評価することは重要である。土壤の適合性に関する情報は、その特定の場所で操業の可能性がある独立小規模自作農からアブラヤシ果房（FFB）を購入する計画を立てている企業によって収集されるべきである。企業は、この情報を評価し、独立小規模自作農に土壤の適合性についての情報を提示すべきである。また／あるいは、独立小規模自作農の持続可能なアブラヤシ栽培を支援するため、関連の政府／公共機関及びその他の組織（NGO など）と協力し、情報を提供すべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、地域若しくは国内の行動基準又はその他の遵守すべき指針を指定するか、地域又は国内の環境で「良い慣行」とはどのようなものであるかを明確に示すこと。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.3	<p>2005年11月以降、新規作付けは、原生林又は維持若しくは拡大が要求されている一つ以上の高い保護価値(HCV)を含む地域で行っていない。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>7.3.1(M) 2005年11月以降、原生林又は維持若しくは拡大が要求されている一つ以上の高い保護価値(HCV)を含む地域で、新たな作付けをしていないことの証拠が存在するものとする。新規作付けの計画及び管理に際しては、特定されたHCVの維持又は拡大を最大限確保するものとする(基準5.2を参照)。</p> <p>7.3.2(M) いかなる土地の転換又は新規作付けを行う前に、総合的なHCV評価(Assessment)が実施されるものとする。これには、利害関係者との協議も含まれる。2005年11月以降の植生に関する変化を判定するため、この評価(Assessment)には土地利用法の変更に関する分析を組み込むものとする。この分析をHCVの状況の変化を示すため、代理指標と共に用いるものとする。</p> <p>7.3.3 地拵え日及び開始日が記録されるものとする。</p> <p>7.3.4(M) HCV評価(Assessment)で発見された事項の結果として取る操業行為を説明し、及び生産者の適正な操業手順に言及した、行動計画が策定されるものとする(基準5.2を参照)。</p> <p>7.3.5 提案された操業の結果生計に発生する可能性がある正負の変化を考慮した上で、操業の影響を受けるコミュニティとの協議の中で、コミュニティの基本的なニーズを満たすために必要な地域を特定し、HCV評価及び経営計画に組み込むものとする(基準5.2を参照)。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>7.3.1 について：証拠には、原生林又は維持若しくは拡大が要求されているようなHCVを一つ以上含む地域で、土地転換されていないことを示すリモートセンシング画像史料を含むべきである。HCV評価への情報提供として、衛星写真又は航空写真、土地利用地図及び植生地図を使用すべきである。</p> <p>2005年11月以降に開墾され、事前の適切なHCV評価が行なわれていない場合は、適切なHCV補償計画が策定されRSPOによって承認されない限り、その土地はRSPO認証プログラムから除外される。</p> <p>7.3.5 について：経営計画はHCV5及び6の変更に適応することになる。意思決定は、影響を受けるコミュニティとの協議によって行われることになる。</p>

\* (M) は主要指標を示す





## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p><b>ガイダンス:</b> この基準は、森林及びその他の植生に適用される。これは、2005年11月以降に発生した土地所有権上又は農園管理上の変更がどのようなものであるかにかかわらず適用される。HCVは土地所有制限区域内で特定される場合があり、このようなケースでは、HCVの維持又は拡大を可能にするために、新規作付けを計画することができる。</p> <p>HCV評価プロセスでは、適切な研修と専門知識が必要となり、特に社会的なHCVを特定するために、地域コミュニティとの協議が組み込まれることとなる。HCV評価は、HCV基準に関する国別解釈に従って、又は、国別解釈が使用できない場合は、グローバルHCVツールキットに従って実施されるべきである（定義を参照）。</p> <p>開発においては、以前に開墾され、及び／又は劣化した鉱質土壌の土地活用を積極的に模索すべきである。区域内のすべての使用可能な農地を使用し、農園開発によって森林に間接的な圧力がかからないようにすべきである。</p> <p>地形レベルのHCV地図が作成されている場合、これらの地図が政府の土地利用計画の一角を形成しているかどうかにかかわらず、プロジェクト計画においてはこれらが考慮されるべきである。</p> <p>水文学的に弱い景観、又は転換により広大な地域若しくは多くの生物種が脅かされかねないHCV地域の内部に位置する狭い地域については、第三者評価が求められることとなる。HCV地域は非常に狭い可能性がある。</p> <p>ひとたび確定された場合、新たな開発は基準5.2に準拠すべきである。</p> <p><b>国別解釈について:</b> 国別解釈では、HCVについての既存の国内定義(若しくは、これらが存在しない場合は、本文書の定義)、又は相応する土地利用／保全計画を参照すべきである。あるいは、生産者と審査員がHCVをどう特定できるのかを検討すべきである。これには、他団体との共同作業が含まれる場合がある。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.4	急勾配の地形及び／又は泥炭地などの耕作限界の脆弱な土壌での広範囲な作付けは避ける。	<p><b>指標：</b></p> <p>7.4.1 作付けを避けるべき区域を特定するため、過度な勾配及び泥炭地を含む耕作限界の脆弱な土壌を特定する地図が入手でき、使用されるものとする。</p> <p>7.4.2(M) 炭地を含む、耕作限界の脆弱な土壌で、限定的な作付けが提案された場合は、悪影響を招くことなく土壌を保護するための計画が策定され、実施されるものとする。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>この活動は、基準 7.1 によって要求されている社会環境影響評価（SEIA）と統合されるべきである。</p> <p>泥炭地及びその他の脆弱な土壌での広範囲な作付けは避けなければならない（基準 4.3 を参照）。悪影響には水文上の危険性又は農園外の地域で大幅に高まる危険性（火災のリスクなど）といったことが考えられる（基準 5.5 を参照）。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、勾配の限度、作付けを避けるべき土壌の種類のリスト（特に泥炭地）、耕作限界／脆弱な土壌を含む可能性がある農園区域の割合、「広範囲」「耕作限界」「脆弱」「過度」という用語の定義などについて、具体的制御と閾値を決定すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.5	<p>法的、慣習的又は使用の権利が存在することが明示できる場合、地域住民の土地における新たな作付けは、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意 (FPIC) なしで行われたい。これについては、該当の利害関係者及びその他の利害関係者が自らを代表する組織を通じて意見を表明することを可能とする、文書化されたシステムを通じて処理される。</p>	<p><b>指標：</b>  <b>7.5.1(M)</b> 影響を受ける地域住民が、最初の話し合いの開始以前及び話し合いの間、情報収集とこれに関連する協議の段階の間、交渉期間中、及び生産者／搾油工場との合意に署名し承認するまでの間、彼らの土地に計画されている操業に対し、拒否権を自分たちが有していることを理解していたという証拠が入手できるものとする。</p> <p>法令順守に関する指標及びガイダンスについては、基準 2.2、2.3、6.2、6.4 及び 7.6 も参照すること。</p> <p><b>ガイダンス：</b>  この活動は、基準 7.1 によって要求される社会環境影響評価 (SEIA) と統合されるべきである。</p> <p>新規作付けが許容されると考えられる場合も、経営計画や操業においては、神聖であると考えられている土地を維持すべきである。先住民、地域コミュニティ及びその他利害関係者との合意は、強制又はその他の不当な圧力を受けることなく締結されるべきである (基準 2.3 のガイダンスを参照)。</p> <p>関連する利害関係者には、新規作付けにより影響を受ける人々及びこれに関与する人々が含まれる。自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意 (FPIC) は従うべき原則である。この原則がサプライチェーン全体を通して、すべての RSPO メンバーに徹底されるべきである。RSPO が承認した FPIC ガイダンスを参照すること (2008 年 10 月「FPIC と RSPO;企業向けガイド」)。</p> <p>慣習的な権利及び使用権は、FPIC プロセスの一環である参加型の使用者地図作製により明示されることとなる。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.6	<p>地域住民が法的、慣習的及び使用の権利を有していることが明示される場合、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく合意（FPIC）及び交渉による合意があるという前提条件のもとに、土地取得や権利放棄に対する補償が地域住民に行われる。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>7.6.1(M) 明示可能な法的、慣習的及び使用の権利について、特定し評価した文書が入手できるものとする。</p> <p>7.6.2(M) 補償を受ける資格がある人々を認定するシステムが整えられているものとする。</p> <p>7.6.3(M) 公正な補償（金銭又はその他）を算出し分配するシステムが整えられているものとする。</p> <p>7.6.4 農園拡大のために土地を利用できなくなり、土地の権利を失ったコミュニティには、農園開発による恩恵を受ける機会が与えられるものとする。</p> <p>7.6.5 あらゆる補償請求のプロセスと結果が文書化され、公表されているものとする。</p> <p>7.6.6 影響を受けるコミュニティと権利保有者が、自らの土地において提案された操業の法的、経済的、環境的及び社会的意味合いについて、プロジェクトの提案者とは無関係の情報及び助言を利用できる証拠が入手できるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>7.6.1 について：この活動は、基準 7.1 によって要求される社会環境影響評価（SEIA）と統合されるべきである。</p> <p>7.6.6 について：生産者と搾油工場は、新たな免許又は土地権原が操業主に提供される前に、コミュニティ(又はその代表者)が初期段階の操業計画に同意したことを確認することとなる。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>基準 2.2、2.3 及び 6.4 ならびに関連のガイダンスを参照すること。</p> <p>この要求事項には先住民も含まれる(付録 1 を参照)。</p> <p>RSPO が承認した FPIC ガイダンスを参照すること(2008 年 10 月「FPIC と RSPO；企業向けガイド」)。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.7	ASEAN のガイドライン又はその他の地域での最善の慣行で特定されている固有の状況を除き、新規作付け地拵えに火を使用しない。	<p><b>指標：</b></p> <p>7.7.1(M) 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針で特定されている状況を除いて、野焼きによる地拵えを行わないものとする。</p> <p>7.7.2 作付けのための地拵えで火が使用される必要がある例外的場合は、それが 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針で特定されている、事前に承認を受けた制御された野焼きであるという証拠が存在するものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>7.7.2 について：この活動は、基準 7.1 によって要求される社会環境影響評価（SEIA）と統合されるべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>火を使用してよいのは、重大な害虫及び病害の大発生リスクを最小限にとどめるために、それが最も効果的で環境的な損害も最小であることが、評価（Assessment）によって明示された場合のみとすべきである。また、泥炭地での火の使用には殊更特別な注意を払うべきである。これについては、該当の国内環境法制のもとでの規制条項に従うべきである。</p> <p>関連する小規模自作農への普及／研修プログラムが必要な場合がある。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈では、例えば 2003 年「ASEAN 火入れ撲滅政策の実施指針」又は他地域における相応の指針を参照することによって、このような火の使用が許容される具体的状況を特定すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
7.8	前文	<p>アブラヤシ及びその他すべての農作物は温室効果ガス (GHG) を排出し吸収することが知られていません。特に操業に関連した GHG 排出量の削減に関して、アブラヤシ産業では大きな進展が見られました。GHG の重要性和、現状における排出量測定の高難性の両方を認め、GHG に関する原則と基準について信頼できる基盤を確立するという RSPO の誓約を明示するため、以下の新しい基準が導入されることとなりました。</p> <p>生産者と搾油工場は、新規開発に関連して予測される GHG 排出量の報告を誓約します。しかしながら、現在の知識と方法論では排出量を正確に予測することはできないことが広く認識されています。生産者と搾油工場は、(RSPO GHG WG2 の総意により合意された勧告に留意し) 低炭素開発という目標に向け GHG の総排出量を最小限に留めるような方法での開発計画を誓約します。</p> <p>生産者と搾油工場は、2016 年 12 月 31 日までを RSPO への報告における最善の慣行を推進するための実施期間とし、以降は報告を公開することを誓約します。生産者と搾油工場は、RSPO のすべての利害関係者・グループの支援を受け、これに取り組みます。</p>
7.8	<p>新たな農園開発は、温室効果ガスの総排出量を最小限度に留めるように計画される。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>7.8.1(M) 提案された開発区域の炭素蓄積量と、開発に直接起因する主な潜在的排出源が特定され、評価されるものとする。</p> <p>7.8.2 炭素蓄積量が高い区域及び／又は炭素隔離オプションのある区域を避けることを考慮した、GHG 総排出量を最小限度に留める計画を立てるものとする。</p> <p><b>具体的ガイダンス：</b></p> <p>7.8.1 について：GHG の特定と推定は、HCV 及び土壌の評価 (Assessment) など既存のプロセスに統合することができる。</p> <p>炭素蓄積量の特定と推定には、新規作付け用 RSPO 炭素評価ツールが利用できることとなる。現在他のツール及び方法論が使用されていることは認識されており、RSPO の作業部会はそれらを除外するのではなく、見直しプロセスに組み込むこととなる。</p> <p>新規開発に起因する将来の GHG 排出量の推定には RSPO の PalmGHG ツール及び RSPO が承認した同等のツールが使用されることとなる。特に、新規作付け用 RSPO 炭素評価ツールのデータが使用される。</p>



## 原則 7 : 新規作付けの責任ある開発

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
		<p>新規作付けのために代用ツールの使用を求める者は、RSPO にそのツールが同等であることを明示し承認を得る必要がある。</p> <p>7.8.2 について：生産者には、鉍質土壌上で炭素蓄積量の低い地域及び現在の使用者がアブラヤシ農園の開発を望んでいるような耕地に新規作付けを創設することが強く推奨される。搾油工場には、新規開発において低排出の管理慣行（例えば、搾油工場から排出される廃液（POME）の管理改善、効率の良いボイラーなど）を採用することが推奨される。</p> <p>生産者と搾油工場は、新たな農園開発の際の排出量を最小化するため、RSPO の最善の管理慣行（BMPs）の実施を計画すべきである。</p> <p><b>ガイダンス：</b> この基準は農園、搾油工場での操業、道路及びその他のインフラを対象とする。計画された開発区域と最終的な開発区域との間に顕著な変更がありうることは広く認識されており、よって実施前に評価（Assessment）の更新が必要な場合がある。</p> <p>報告は公開されることが望ましいが、実施期間終了までは任意とする。2016年12月31日までの実施期間中、GHGに関する報告は、（全会員資格から構成された）関連するRSPO 作業部会に対して行われることとする。この作業部会は、報告された情報を使用してツール、排出要因及び方法論を見直して微調整し、このプロセスに関してさらなる助言を提供する。実施期間中、RSPO の作業部会はGHG 及び炭素蓄積量の測定に関する課題を認識しながら、PalmGHG の継続的な改善の道を探ることとする。</p> <p>その後は、生産者と搾油工場は、新たな農園開発に際しGHG 正味排出量が最小化されるような計画立案を確保することとなり、また、その報告を公開することを誓約する。</p> <p>新規開発がひとたび創設された後は、進行中の操業、土地利用及び土地利用の変更による排出量を基準5.6 に基づき報告しなければならない。</p> <p><b>国別解釈について：</b> 国別解釈では、国内での要求事項（例えば、炭素蓄積量の高い土地と低い土地又は排出量削減の要求事項など）について、国内状況の中でのガイダンスを提示すること。</p>

\* (M) は主要指標を示す



## 原則 8 : 主要な業務分野における継続的な改善への誓約

NO	原則と基準	指標／ガイダンス
8.1	<p>生産者と搾油工場は、定期的に自らの業務を監視して見直し、主要な操業において継続的な改善が明示できるような行動計画を策定し実施する。</p>	<p><b>指標：</b></p> <p>8.1.1(M) 継続的な改善のための行動計画が、生産者／搾油工場の主要な社会的及び環境的影響並びに機会に関する検討に基づいて実施されるものとする。またこれには、原則と基準によって取り上げられている範囲の指標が含まれるものとする。</p> <p>これには、最低でも以下のような内容が含まれるものとするが、内容はこれらに限定されない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農薬使用の削減（基準 4.6）</li> <li>・ 環境的影響（基準 4.3、5.1 及び 5.2）</li> <li>・ 廃棄物の削減（基準 5.3）</li> <li>・ 汚染及び温室効果ガス（GHG）排出量（基準 5.6 及び 7.8）</li> <li>・ 社会的影響（基準 6.1）</li> <li>・ 供給地における産出高の最適化</li> </ul> <p><b>ガイダンス：</b></p> <p>生産者は、新たな情報及び技術に合わせた作業慣行改善のシステム、及び労働者全体にこの情報を伝達する仕組みを有するべきである。小規模自作農に対しては、継続的改善のため体系的な指導と研修が行われるべきである。</p> <p><b>国別解釈について：</b></p> <p>国別解釈には、主要な指標について業務実績の具体的な最低閾値が含まれること（基準 4.2、4.3、4.4 及び 4.5）。</p>

\* (M) は主要指標を示す



# 定義

**環境影響評価**：ある行為又は一連の行為が環境に与える影響を予測して評価し、その結論を計画と意思決定の道具として用いるプロセス。

**家族農場**：アブラヤシ栽培を目的とした家族経営の農場。大半は所有も家族で、他の栽培品目を自給用に生産していることもある。働き手の大半が家族である。農場が主たる収入源で、アブラヤシの作付面積は 50 ヘクタール以下。家族農場では児童労働が次の条件付きで認められる；成人の監督下にある、教育プログラムを妨害しない、児童は家族の一員である、有害な労働状況に曝されない。

**生産者**：アブラヤシ造成地を所有及び／又は経営する個人もしくは主体。

**保護価値の高い (HCV) 地域**：一つ以上の高い保護価値を維持又は高める必要がある地域：

- **HCV 1- 種の多様性** 地球レベル、地域レベル又は国レベルで重要な意義を有する、固有種及び希少種、絶滅危機種又は絶滅危惧種を含む生物多様性の集中。
- **HCV 2- 景観レベルの生態系とモザイク** 地球レベル、地域レベル又は国レベルで重要な意義を有する、広範囲な景観レベルでの生態系及び生態系モザイク。そこでは、自然界のパターンによる分布及び発生量で自然発生した種の大部分が、種の存続可能な生息数で見られる。
- **HCV 3- 生態系と生息地** 希少か、脅かされている又は危機にさらされている生態系、生息地又は退避地。
- **HCV 4- 重大な生態系サービス** 集水域の保護及び脆弱な土壌と傾斜地の浸食制御を含む、危機的状況にある基本的生態系サービス。
- **HCV 5- コミュニティでの必要性** 地域コミュニティ又は先住民族の基本的な生活必需品（生計、健康、栄養、水等）を満たすのに欠かせない場所及び資源。当該コミュニティ又は先住民族との関りを通じて特定される。
- **HCV 6- 文化的価値** 世界的に又は国として文化的、人類学的又は歴史的重要性があり、及び／又は地域コミュニティの伝統文化にとって文化的、生態的、経済的又は宗教上の／神聖な決定的重要性がある、場所、資源、生息地及び景観。

注：RSPO は、HCV を特定し、管理し、監視するためのガイダンス（及び関連する他のタイプのガイダンス）を開発することとする。ここには、必要に応じ、国別ツールキットとの整合性ガイダンスが含まれる。

**総合的病害虫管理 (IPM)**：IPM は、全ての利用可能な病害虫制御技術の熟慮とその結果としての適切な手段の統合である。この手段とは、病害虫の生息拡大を防止し、農薬及びその他干渉物を経済的に正当化される水準に留め、人の健康と環境に対するリスクを削減又は最小化するものである。IPM は、農業生態系に対し起こりうる攪乱を最小限に抑えた健全な作物成長を強調しており、天敵による病害虫抑制メカニズムを推奨している。

（FAO2013:<http://www.fao.org/agriculture/crops/corethemes/theme/pests/ipm/en/>）

**ISO 規格**：国際標準化機構が開発した規格（ISO については <http://www.iso.ch/iso> 参照）。

**生計**：人又は集団の、彼らがおかれた環境からの又は経済での、暮らしの立て方。彼らの自然資源の直接的利用を通じて、あるいは、市場での交換、物々交換、取引又は市場への参加を通じて、必需品を彼らがどう調達しているか、又自らと将来世代の食糧、きれいな水、健康、教育、住居及び生活と快適さに必要な材の安定的入手を、どう確実なものとしているかを含む。

生計には、単なる資源の入手のみならず、それを可能とする知識や機構も含まれる。例えば、コミュニティに参加し溶け込むための時間、個人的、地域的又は伝統的な知識やスキル、素質並びに慣行、暮らしを立てるのに固有の資産（即ち、農場、圃場、牧草地、作物、貯蔵物、自然資源、道具、機械及び無形文化財産）、並びに社会的法的、政治的及び社会的な社会構造

生計が立ち行かなくなるリスクが、収入、食糧、健康及び栄養面の不安定さに対する個人又は集団の脆弱性の水準を左右する。従って、蓄えと資産を含め、リスクを相殺し、ショックを緩和し、不測の事態に対応できるよう、彼らが資源の確実な所有権もしくは入手可能性を有し、収入を得る活動に従事しているとき、生計は保障された状態にある。

（DfID、IDS 及び以下の FAO 並びに学術文書での生計についての様々な定義から編集 <http://www.fao.org/docrep/X0051T/X0051t05.htm>）

**搾油工場**：パーム油搾油工場を操業している個人又は主体。

**自然植生**：複雑性、構造、多様性といった、本来の生態系の主たる特性と主要素の多くが見られる地域。

**操業：**パーム油搾油工場とその供給元の境界内にある管理ユニットが計画し及び／又は引き受けている全活動。

**業者：**事業経営、機械操作、設備運営等に当たっている個人又は集団。

**アブラヤシ果房（FFB）の原産地：**搾油工場に搬入される FFB の出どころ（指標 4.1.4 参照）。RSPO 会員は、持続可能ではない製品が認証を受けたサプライチェーンに入ってくるリスクを低減するために、責任ある業者は第三者からの FFB 調達において適正評価（デューデリジェンス）を実行する必要があると認識している。しかし、そのような供給の全てを原産地までたどることは、非常に困難な課題であることも広く知られている。よって、最低でも搾油工場は、FFB の調達元である第三者の詳細を搾油工場の門の所で記録しなければならない。

注：序文に記載の通り、搾油工場は、第三者のアブラヤシ果房を、特定の合法かつ責任ある供給元から調達することを目指したプロセスを、誓約する。

**外部生産者：**独占契約先の生産者／搾油工場に FFB を販売する農家。外部生産者は小規模自作農の場合もある。

**農薬：**あらゆる病害虫の予防、破壊、忌避又は緩和を目的とした物質又は混合物質。農薬は 4 つの主たる置換成分化学薬品に分類される；除草剤、防カビ剤、殺虫剤、殺菌剤

**計画：**目的と望んだ状態を達成するための、期限付きの詳述されたスキーム、プログラム又は方法。計画には、達成までの予定表を伴った明瞭な目標、取るべき行動、及び進捗を監視し、変化する環境に計画を適応させ、報告するプロセスが記載されているものとする。また、計画達成に責任を負う特定の個人又は役職を明記しているものとする。計画を実行に移すための十分な資源があり、完全に実施されていることの証拠があるものとする。

**農園：**アブラヤシが生育している土地及び付随する土地利用。例えばインフラ（即ち道路）、河岸地帯、自然保護上残す場所。

**原生林：**原生林とは、森林の年数によらず、これまで全く伐採されたことが無く、自然攪乱に従い自然作用の下で発展してきた森林である。原生林には、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する伝統的生活様式で暮らしている先住民及び地元コミュニティが、段段の影響は生じない程度に利用している森林も含まれる。現在の被覆は通常、自然構成に相対的に近く、自然再生によって（大部分は）生じたものである。（2001 年 FAO 多様な利害関係者による使用のための森林関連定義の調和に関する第二回専門家会合

[http://www.fao.org/documents/show\\_cdr.asp?url\\_file=DOCREP/005/Y4171E/Y4171E11.htm](http://www.fao.org/documents/show_cdr.asp?url_file=DOCREP/005/Y4171E/Y4171E11.htm)

注：国別解釈は、より具体的定義が必要かどうか検討すべきである。

**予防法：**予防手段として適用される処置又は一連の行為

**復元する：**農園内の荒廃地又は転換された土地を準自然状態に戻すこと。

**権利とは法的、社会的又は倫理的な自由又は権利付与の原則である：**

- 慣習権：先住民の慣習法、価値、習慣及び伝統に従った、コミュニティの長年にわたる土地と資源の利用パターン。国が発行した土地と資源に関する正式な法的権原よりも、むしろ季節的または周期的使用が含まれる。（世界銀行運営方針 4.10 – <http://go.worldbank.org/6L01FZTD20>）
- 法的権利：地域と国の適用される法律と規制、又は批准した国際法と規制を通じて、個人、主体及びその他に与えられる権利。
- 使用者権利：地域の習慣や相互協定により定義できる、又は入会権を有するその他の存在により規定できる、土地と資源の使用権（FSC 原則と基準より）：<https://ic.fsc.org/download.revised-fsc-pc-v-5-0-high-resolution.a-871.pdf>）
- 明示可能な権利とは、FPIC のプロセスの一部である参加型の利用者地図作成を通じて明示される権利である。

注：国別解釈がある場合、これらの権利は、国の義務、憲法、地域の法及び規制を考慮し、一般的定義との整合性を保ちつつ、さらに踏み込んで定義されるものとする。（上記で定義の）慣習権と国によって認められた慣習権との間のあらゆる紛争を回避又は解決するプロセスについての適切なガイドランスの開発が、ここに含まれる。

**小規模自作農：**アブラヤシを栽培する農家で、時に自給用の他の作物生産を伴う。家族が働き手の大半であり、農園が主たる収入源である。アブラヤシの植え付け面積は通常 50 ヘクタール以下である。

- スキームの小規模自作農 - 契約、与信契約、又は作付けによって特定の搾油工場と構造的に結びついていることがある小規模自作農。ただし、提携は必ずしもこのような結びつきに限られるものではない。スキームの小規模自作農に対し広く使われている他の用語には、提携及び／又はプラズマ小規模自作農がある。
- 独立小規模自作農- 契約、与信契約又は作付けによって特定の搾油工場に結び付けられていない小規模自作農。

**利害関係者：**ある組織の活動及びその活動の結果に対し、正当かつ／又は明示できる利害がある、又はそれにより直接影響を受ける、個人又は集団。

**不当な影響：**第三者によるあらゆる種類の統制の行使で、それによりある人が、その第三者の影響がなければ署名しなかったであろう契約又はその他合意に署名するもの。

**労働力：**直接間接を問わず、経営部門により雇用された労働者の総数。契約社員とコンサルタントを含む。

- 移住労働者：自分自身のためではない雇用を期待して、ある国から別の国に移住している人。定期的に出稼ぎ雇用者として認められている人を含む。移住者とは、雇用のために国境を超える人と定義され、雇用を目的として国内で移動する労働者は含まれない。
- 出稼ぎ労働者：自分自身のためではない雇用を期待して、国内のある場所から他の場所へ移住する人。

## 付属文書 1：パーム油生産に適用可能な主要な国際法及び条約

以下は、国別解釈の開発に適切なものとして考慮に入れるべき、パーム油生産に適用可能な主要国際法及び条約を一覧にしたものである。国別解釈は、掲載された国際規格及び／又は条約の内、その国ではどれがいつ批准されたか特定するものとする。RSPO P&C は国際的に最善の慣行の達成に奮闘するものであり、よって全 RSPO 会員は、国内では批准されていなかったとしても、これら規格及び／又は条約に P&C が言及している場合、関連する P&C の部分を遵守しなければならない。

原則	国際規格	主要条項	保護の概要
倫理的ビジネス行動	腐敗の防止に関する国際連合条約（2000）	第 12 条	民間の主体の誠実性を保証するための基準及び手続きの策定の促進。ビジネス活動と利益相反防止のための行動規範を含む  透明性の向上  腐敗行為防止に資する内部監査について十分な管理を企業が行うことを確保
人権尊重	国際連合ビジネスと人権に関する指導原則（2011）  国際人権章典 • 世界人権宣言（1948）  • 市民的、政治的権利に関する国際規約  • 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約	原則 11 - 24  第 1 条－第 30 条  第 1 条－第 27 条  第 1 条－第 15 条	企業の規模、業種、所有形態に関わらず、悪影響を防止及び／又は軽減することによる人権尊重
公正な土地取得	独立国における原住民及び種族民に関する ILO 条約（1989）  先住民族の権利に関する国連宣言（2007）  国連生物多様性条約（1992）	第 13 条－第 19 条  第 25 条、第 26 条  第 10 条（c）	伝統的に占有され利用されてきた土地と自然資源に対する権利の尊重と保護；継承の慣習の尊重；強制的移転の禁止；損失や損害の補償  土地との独特なつながりの権利；土地、領域、その他資源を所有し、使用し、開発し、管理する権利  伝統的慣行に沿った生物資源の利用慣行の保護と奨励

原則	国際規格	主要条項	保護の概要
<p>先住民及び種族民の公平な代表と参加</p>	<p>独立国における先住民及び種族民に関する ILO 条約 (1989)</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言 (2007)</p> <p>あらゆる形態の人種差別撤廃に関する国際条約 経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約 米州人権制度</p>	<p>第 6 条—第 9 条</p> <p>第 10 条、第 11 条(2) 第 19 条、第 28 条(1) 第 29 条(2)、第 32 条(2)</p> <p>国連人種差別撤廃委員会 国連 経済的社会的文化的 権利委員会 米州人権委員会</p>	<p>彼ら自身の代表的団体を通じて代表される：合意又は同意を達成する目的で行われる協議；彼ら自身の優先順位を決定し、彼ら自身の慣習を維持し、慣習法に沿って行っている方法で違反を扱う権利（国際的な人権に適合する限り）</p> <p>彼ら自身の代表的団体を通じて表明される、彼らの土地に影響を与えるあらゆるプロジェクトへの、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意の権利</p> <p>先住民に影響を及ぼしうる決定への自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意</p> <p>（当規格は、世界ダム委員会、採掘産業の再検討、森林管理協議会、UNDP、CBD、IUCN、WWF 等の機関により「最善の慣行」として広く受け入れられてきた）</p>
<p>強制労働の禁止</p>	<p>強制労働に関する ILO 条約 第 29 号 (1930)</p> <p>強制労働の廃止に関する ILO 条約 第 105 号 (1957)</p>	<p>第 5 条</p> <p>第 1 条</p>	<p>会社に与えられる免許は、いかなる形式の強制労働も生じさせないものとする</p> <p>全ての種類の強制労働を利用しない</p>
<p>児童擁護</p>	<p>就業が認められるための最低年齢に関する ILO 条約 第 138 号 (1973)</p> <p>最悪の形態の児童労働の禁止及び撤廃のための即時の行動に関する ILO 条約 第 182 号 (1999)</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言 (2007)</p>	<p>第 1 条—第 3 条</p> <p>第 1 条—第 7 条</p> <p>第 17 条(2)、第 21 条、第 22 条(2)</p>	<p>児童労働の廃止、及び労働に関する 15-18 歳（職業による）を下回らない国の最低年齢の定義</p> <p>児童奴隷、負債による奴隷、人身売買、売春のための提供の撤廃；遵守を監視し実施させるための適切な仕組み</p> <p>先住民の女性と子供に対する、搾取、有害な環境への暴露又は差別の禁止</p>

原則	国際規格	主要条項	保護の概要
<b>結社と集団交渉の自由</b>	<p>結社の自由及び団結権の保護に関する ILO 条約 第 87 号 (1948)</p> <p>団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する ILO 条約 第 98 号 (1949)</p> <p>農業従事者団体並びに経済的及び社会的開発におけるその役割に関する ILO 条約 第 141 号 (1975)</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言 (2007)</p>	<p>第 2 条—第 11 条</p> <p>第 1 条—第 4 条</p> <p>第 2 条—第 3 条</p> <p>第 3 条</p>	<p>自ら選択する団体、連合、総連合に加入する自由；自由に規約と規則を作成；団結権を護る措置</p> <p>反組合的行為と組合を支配下に置くための措置に対する保護；集団合意による雇用条件の自主的交渉のための確立した手段</p> <p>小作農、分益農又は小規模自作農の団体設立権利；結社の自由；干渉や強制を受けない</p> <p>先住民族は自己決定の権利を有し、自らの政治的、経済的、社会的及び文化的発展を自由に追求する権利を有する。</p>
<b>無差別と同一の報酬</b>	<p>同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する ILO 条約 第 100 号 (1951)</p> <p>雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 第 111 号 (1958)</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言 (2007)</p>	<p>第 1 条—第 3 条</p> <p>第 1 条—第 2 条</p> <p>第 2 条、第 8 条(2e)、第 9 条、第 15 条(2)、第 16 条(1)、第 21 条(2)、第 22 条、第 24 条(1)、第 29 条(1)、第 46 条(3)</p>	<p>同一価値の労働についての男女同一の報酬</p> <p>雇用又は職業についての機会及び待遇の均等；人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づいて行われるすべての差別の禁止</p> <p>出自や帰属意識に基づく差別の禁止；慣習に基づく帰属意識の表明の自由；先住民族の女性に対する特別な注意と権利の完全なる保護</p>
<b>移民の公正な雇用</b>	<p>移民労働者に関する ILO 条約 第 97 号</p> <p>劣悪な条件の下にある移住並びに移住労働者の機会及び待遇の均等の促進に関する ILO 条約 第 143 号 (1975)</p>	<p>第 1 条—第 12 条</p>	<p>情報の提供；移動の自由；医療の提供；雇用、宿泊設備、社会保障及び報酬における無差別；合法的な移民労働者の強制帰還の禁止；貯金の本国送金</p> <p>基本的人権の尊重；不法移民の虐待的雇用からの保護；不法移民の人身売買が皆無；移民労働者の公平な取り扱い</p>

原則	国際規格	主要条項	保護の概要
農園労働者の保護	農園労働者の雇用条件に関する ILO 条約 第 110 号 (1958)	第 5 条—第 91 条	募集された労働者の家族の保護；募集及び輸送中の労働者権利の保護；公平な雇用契約；刑罰の廃止；公平な賃金と労働条件；会社の販売店利用の強制又は義務の禁止；適切な宿泊設備と環境；出産に関する保護；傷害及び事故への補償；結社の自由；団体を設立し集団交渉を行う権利；適正な労働監督；きちんとした住居と医療サービス
小作農及び分益農の保護	小作農、分益農その他類似の種類農業従事者の生活状態及び労働条件の改善に関する ILO 勧告 第 132 号 (1968 年)	第 4 項—第 8 項	公平な小作料；作物への適正支払い；福祉の提供；自主的団体；公平な契約；論争の解決手順
小規模自作農の保護	社会政策の基本的な目的及び基準に関する ILO 条約 第 117 号 (1962)	第 4 条	慣習上の権利に十分配慮した譲渡；協同組合結成の援助；できる限り高度の生活水準を保証するための小作条件監督
健康と安全	農業における安全及び健康に関する ILO 条約 第 184 号 (2001)	第 7 条—第 21 条	適切な危険性の評価 (Assessment) を行い、作業場、機械、設備、化学物質、器具及び加工が、安全及び健康に関する基準に適合することを確保するため予防的及び保護的措置をとること；情報発信、適切な研修、監督及び遵守を確保すること；年少及び女性労働者の特別な保護；職業上の傷害及び疾病に対する保障
危険な化学物質と農業使用の管理又は廃絶	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約 (2001)	第 1 条—第 5 条	附属書 A に掲載の化学物質（即ちアルドリノ、クロルデン、ポリ塩化ビフェニル）の製造と使用を禁止し、及び／又は廃絶する；附属書 B に掲載の化学物質（即ち DDT）の製造と使用を制限する；附属書 C に掲載の化学物質（即ちヘクソクロベンゼン）の排出を削減または廃絶する

原則	国際規格	主要条項	保護の概要
<p>危険な化学物質と農薬使用の管理又は廃絶</p>	<p>FAO 農薬の流通と使用に関する国際行動規範（1985, 2002 改訂</p> <p>国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（1998）</p> <p>先住民族の権利に関する国連宣言（2007）</p>	<p>第 5 項</p> <p>第 1 条、第 5 条、第 6 条</p> <p>第 21 条(1)、第 23 条、第 24 条、第 29 条(3)</p>	<p>管理が難しい場合、危険な農薬の使用を削減する；保護具と保護技術の使用を確保する；安全対策について労働者にガイダンスを提供する；小規模自作農と農民に農業相談を提供する；労働者及び近くにいる人を防護する；危険と防護についての完全な情報を入手できるようにする；生物多様性を守り、環境への影響を最小限にする；廃棄物と設備の安全な処分を確保する；被毒時の緊急処置の用意をしておく</p> <p>禁止された有害化学物質及び農薬の取引を抑制する；そし管理するための国の手続きを策定する；禁止された有害化学物質及び農薬を一覧にする</p> <p>衛生、健康、住宅における生計向上；保健サービスの利用；伝統医療の実践維持；健康の効果的監視</p>



## 付属文書 2：国別解釈を持たない国向け一般的ガイダンス

### 基準 4.6:

農薬使用に関するガイダンスと定義：  
農薬の予防的使用が認められる特殊事情（指標 4.6.3）

国の最善の慣行指針により特定されている条件下を除き、農薬の予防的使用を習慣化することは禁止されている。国に最善の慣行指針がない場合、他の適切な指針を参照することは可能である。

世界保健機関 1A 型又は 1B 型に分類される化学物質、又はストックホルム若しくはロッテルダム条約に記載の化学物質、及び/又はパラコートを使用してもよい例外的状況（指標 4.6.4）

そのような例外的状況には、害虫、雑草、ある種の菌病の突然の侵入もしくは蔓延、又は植生構成の劇的変化が含まれる。これらは、生態系の安定性及び/若しくは自然生態系の長期的機能、人の福祉、並びに/又は農園を脅かすもので、世界保健機関 1A 型又は 1B 型に分類されていない、及び/若しくはストックホルム若しくはロッテルダム条約に記載されていない、及び/若しくはパラコートではない農薬では制御することが実質できないものである。

RSPO 会員は、例外的に以下の場合このような農薬を使用しても構わない：

- a. 社会的、環境的及び経済的に唯一現実的な管理計画方法として、特定の国または地域の自然林、農園又は苗床に深刻な被害を引き起こしている特異的微生物を制御していることに基づいた、指名された農薬を使用する必要が明示されている。（現行の実現可能性調査報告書の文書化された証拠で示される：化学物質を使わない又は毒性を下げた病害虫管理の代替手法の実地テスト、費用便益分析、社会環境影響評価）；
- b. 問題となっている農薬使用に伴う社会及び環境への悪影響を予防し、最小にし、緩和するための制御が明記されている（たとえば、天候条件に関連する制限、土壌タイプ、使用方法、水路）；

### 基準 7.4:

具体的な制御及び閾値に関連するガイダンスと定義、例えば最大斜面勾配、作付けを回避すべき土壌タイプ（特に泥炭地）の一覧化、限界/脆弱土壌を含むうる作付面積の比率、及び「問題」「広域」「限界」「脆弱」「過度」の定義

- 回避すべき過度の斜面とは、勾配が 25 度以上のものである。勾配が 9 度から 25 度の斜面がある地形では、土壌の保全対策（即ち、階段耕作、台地、被覆植物等）を講じるべきである。

土壌の安定性は、作物と環境適合性基準によって決めるべきである。限界及び/又は問題があると特定された場所は、農業管理を施しても土壌が改善できない場合、回避すべきである。

- 問題及び限界土壌には、砂地、有機物含有量が低い土壌及び酸性硫酸塩土壌の可能性がある又は実際そうになっている土壌が含まれる。これら土壌の適否は、降雨、地形又は管理慣行等、他の要素によっても左右される。これらの土地を新規作付け用に開発することは、適切な最善の管理慣行が実施されていることが前提となる。そうでなければ、そのような土壌への広域作付けは回避すべきである。
- 広域作付けを回避するものとする脆弱な土壌には、泥炭土壌、マングロープ自生地及びその他湿地が含まれる。
- 急峻地形への広域作付け—新規開発地区内の急峻地形（勾配 25 度）に連続的に植えられた一区画。急峻地形に植えられた総面積は新規開発地区全体の 1% を超えないものとする。
- 急峻地形への限定的作付け—個々の地区は 25ha 以下で、総面積が新規開発地区の 1% 以下。

脆弱土壌への広域作付け—新規開発における脆弱土壌への作付け総面積は 100ha を超えるべきではない。小規模自作農には選択肢があまりないことを踏まえ、500ha 以下の開発については、脆弱土壌は総面積の 20% 以下とすべきである。

注：RSPO は国別解釈を持たない国向けに、脆弱土壌の同定に関する技術ガイダンスを開発すべきである。

#### 基準 7.8 :

低炭素蓄積地域に関するガイダンス:

低炭素蓄積地域とは、(地上及び地下に)炭素を貯蔵している場所で、土地転換による蓄積の減少が、輪作の一期間中(一切作付けをしない)休耕する場所を含めた新規開発地区内の炭素蓄積増加と、等しいか小さい場合である。

#### 基準 8.1:

継続的な改善のための行動計画に含まれるべき、主要指標の具体的な実施最小閾値(基準 4.4 も参照)

#### 基準 4.3:

慣行により土壌浸食と土壌劣化を最小限にし、制御する

実施基準:

- 作付けが認められる最大斜面勾配は 25 度にするものとする。勾配が 9 度から 25 度の斜面がある地形では、土壌の保全対策(即ち、段々畑の造成、台地、被覆植物等)を講じるべきである。

#### 基準 4.4:

慣行により、地表水及び地下水の質及び入手可能性が維持される。

実施基準:

- 恒久的な水路、湿地及び水塊の全てに、自然に生じたその土地の植生からなる緩衝地帯があるものとする。国の指針が無い場合、以下を適用すべきである。

その他すべての恒久的な自然の水塊は、両側に 100m の緩衝地帯があるものとする。

国の指針が無い場合、水路、湿地及び水塊に入る搾油工場からの廃液の BOD は、50 mg-O<sub>2</sub>/L 以下にするものとする。

川幅(m)	河川保護地の幅(m)
1-5	5
5-10	10
10-20	20
20-40	40
40-50	50
>50	100

#### 基準 4.6:

農薬は、健康または環境を危険にさらさない方法で使用される。

実施基準:

世界保健機関 1A 又は 1B クラスに分類される化学物質、又はストックホルム若しくはロッテルダム条約に記載の化学物質、及び/又はパラコートを使用してもよい例外的状況について、現地で適用可能な最善の慣行指針が無い場合、生産者は他の国の同様の指針を採用することが許される。

国別会社が無い国は、法律で禁止されている農薬及び農薬使用に関する法定要件の一覧を編纂すべきである。

定義及び付属文書類は P&C タスクフォースにて最終文書化され、2013 年 7 月の RSPO 執行理事会で承認されました。



**RSPO 事務局 Sdn. Bhd**

Unit A-37-1, Level 37, Tower A,  
Menara UOA Bangsar, No.5  
Jalan Bangsar Utama 1 59000  
Kuala Lumpur, Malaysia  
T. +603-2302 1500 F. +603 2302 1542

**RSPO 事務局代表事務所**

Sona Topas Tower, 5th Floor  
Jalan Jenderal Sudirman Kav. 26  
Karet, Setiabudi  
Jakarta Selatan, Indonesia 12920  
T +62 21 250 6417 F. +62 21 250 6284



RSPO は、持続可能なパーム油を標準にするため、市場を変えていきます。

詳しくは:

[www.rspo.org](http://www.rspo.org)

Reprinted in September 2015 by the Roundtable on Sustainable Palm Oil